

決算特別委員会記録

○開催日 令和5年9月21日 午前9時30分～午後4時4分

○場所 議場

○出席委員

6番 立石幸徳 委員長	3番 辻本貴志 副委員長
4番 上迫正幸 委員	5番 水野正子 委員
7番 豊留榮子 委員	8番 眞茅弘美 委員
9番 禰占通男 委員	10番 平田るり子 委員
11番 橋口洋一 委員	12番 吉嶺周作 委員
議長 永野慶一郎	

【議題】

認定事項第2号 令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定事項第3号 令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定事項第4号 令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定事項第5号 令和4年度枕崎市立病院事業決算
認定事項第6号 令和4年度枕崎市水道事業決算
認定事項第7号 令和4年度枕崎市公共下水道事業決算

【審査結果】

認定事項第2号 認定すべきもの（賛成多数）
認定事項第3号 認定すべきもの（賛成多数）
認定事項第4号 認定すべきもの（賛成多数）
認定事項第5号中剰余金処分計算書
可決すべきもの（全会一致）
認定事項第5号 認定すべきもの（全会一致）
認定事項第6号中剰余金処分計算書
可決すべきもの（全会一致）
認定事項第6号 認定すべきもの（全会一致）
認定事項第7号中剰余金処分計算書
可決すべきもの（全会一致）
認定事項第7号 認定すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

△認定事項第2号 令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
△認定事項第3号 令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長(立石幸徳) 本日の決算特別委員会を開きます。

本日から、特別会計及び企業会計の決算審査に入ります。

まず、認定事項第2号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定事項第3号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長(西村祐一) 認定事項第2号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず、認定事項第2号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和4年度の当初予算は、34億9,978万3,000円で、令和3年度と比較いたしまして122万3,000円の増となり、その後2回の補正を行い、最終予算現額は34億4,652万5,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額34億2,647万1,000円に対し、収入済額33億9,531万6,000円となり、不納欠損額が272万7,000円、収入未済額が2,842万8,000円となりました。

歳出におきましては、予算現額34億4,652万5,000円に対し、支出済額33億8,719万5,000円で、不用額が5,933万円となり、歳入歳出差引額は812万1,000円となりました。

歳入の主なものにつきまして申し上げます。報告書の11ページをお開きください。

国保税の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

次に、12ページをお開きください。

県支出金につきまして、保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出における保険給付費の全額を支払うために県から交付されるもので、予算現額25億2,530万円に対し、24億9,132万2,679円の交付となりました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健康診査等負担金の合計で、予算現額1億2,877万4,000円に対し、1億4,932万9,000円の交付となりました。

13ページを御覧ください。

繰入金のうち、他会計繰入金につきましては、予算現額3億0,297万2,000円に対し、2億5,282万3,332円の繰入れとなっており、3年度と比較して5,078万6,236円の減となっています。減となった主な理由は、その他一般会計繰入金の5,000万円の減などによるものです。

基金繰入金につきましては、広域化等支援基金償還金の支払い財源として1,600万円を繰り入れました。

繰越金につきましては、予算現額1,918万8,000円に対し、1,918万8,312円となりました。

次に、14ページをお開きください。

雑入の一般被保険者第三者納付金につきましては、予算現額300万円に対し、収入済額896万3,516円、一般被保険者返納金につきましては、予算現額1,000円に対し、収入済額3万9,840円となりました。

15ページを御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げます。

歳出の構成比につきましては、保険給付費73.6%、国民健康保険事業費納付金23.2%で、合わせて96.8%を占めています。

総務費につきましては、4,913万7,245円の支出で、市町村事務処理標準システム導入に係る改修委託を行っているため、3年度と比較して2,720万5,883円増となっています。

保険給付費につきましては、24億9,273万6,130円の支出で、3年度と比較して、一般被保険者の療養給付費で4.8%、療養費で9.1%、高額療養費で4.6%、いずれも減となっています。

これを被保険者1人当たりで比較しますと、療養給付費は、3年度より0.3%減の39万9,693円、療養費は4.7%減の3,185円、高額療養費は0.1%減の6万3,160円となっています。

また、年間平均被保険者数は、3年度より254人減の5,328人となりました。

次に、16ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費の全額を、県が保険給付費等交付金として交付するため、その財源として、県が市町村から徴収する納付金であります。

県は、県全体の保険給付費等を推計し、それを賄うための必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準などに応じて案分し、各市町村の納付金額を決定します。

4年度の算定におきましては、本市の医療費水準を示す医療費指数は約1.290となり、医療給付費分として5億9,408万9,204円、後期高齢者支援金等分として1億4,902万5,788円、介護納付金分として4,245万5,520円の合計7億8,557万0,512円を納付いたしました。

保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業に要する経費として、1,328万0,602円を支出いたしました。

疾病予防費につきましては、人間ドック補助等に要する経費として609万4,571円を支出いたしました。

医療費適正化特別対策事業及び保健事業費につきましては、従来から実施している医療事務の資格を有する会計年度任用職員2名によるレセプト点検のほか、重複受診等訪問指導委託事業、糖尿病重症化予防事業、特定健診未受診者勧奨事業などに要する経費として、1,230万7,306円を支出いたしました。

17ページを御覧ください。

公債費につきましては、広域化等支援基金償還金として1,600万円を支出いたしました。

最後に諸支出金につきましては、保険税還付金85万2,000円、償還金922万3,996円の合計1,007万5,996円を支出いたしました。

○税務課長（鮫島眞一） 私のほうからは、令和4年度の国民健康保険税の決算について御説明いたします。

決算報告書の11ページを御覧ください。

令和4年度の国民健康保険税は、当初予算において、現年課税分4億0,740万9,000円、滞納繰越分871万6,000円、合計4億1,612万5,000円を計上いたしました。

年度中の補正は、令和5年3月議会に提出した補正予算第2号において、現年課税分について3,546万2,000円を増額、4億4,287万1,000円とし、滞納繰越分を157万5,000円減額、714万1,000円とする補正を行いました。

これにより、令和4年度最終予算現計は、現年度分、滞納繰越分合計で4億5,001万2,000円となっています。

収入済額は、現年課税分が4億4,709万3,699円、滞納繰越分が860万6,309円、合計で4億5,570万0,008円となり、予算現額に対し568万8,008円の増となりました。

調定額に対する収納率は、現年課税分が97.6%で、対前年度比0.2ポイントの下落、滞納繰越

分が29.9%で、対前年度比0.9ポイントの下落、全体では93.6%で、前年度より0.3ポイント上昇しております。

県下19市における順位は引き続き1位を継続できております。

今後におきましても、厳しい納税環境の中ではございますが、税の負担の公平という観点からも、滞納処分の強化等をさらに徹底しながら、繰越額の縮減と収納率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○健康課長（西村祐一） 次に、認定事項第3号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和4年度の当初予算は3億8,736万6,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は3億8,961万7,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額3億8,430万8,000円に対し、収入済額3億8,326万1,000円となり、不納欠損額4万5,000円、収入未済額が100万2,000円となりました。

次に歳出につきましては、予算現額3億8,961万7,000円に対し、支出済額3億7,997万3,000円で、不用額が964万4,000円となり、歳入歳出差引残額は328万8,000円となりました。

次に、歳入の主なものにつきまして申し上げます。

報告書の10ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、1億2,139万1,550円の繰入れとなりました。

11ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合交付金として、101万9,619円の交付を受けました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。12ページをお開きください。

総務費は事務経費として、321万0,172円を支出いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億5,690万0,180円と、基盤安定負担金1億1,854万9,550円を納付しました。

○税務課長（鮫島眞一） 私のほうからは、令和4年度の後期高齢者医療保険料の決算について御説明いたします。

決算報告書の10ページを御覧ください。

令和4年度の後期高齢者医療保険料は、現年度分、滞納繰越分合計で、予算現額2億5,950万7,000円に対し、収入済額は2億5,797万2,385円で、予算現額に対しては、153万4,615円の減となりました。

調定額に対する収納率は、現年度分が99.8%で、対前年度比0.2ポイントの上昇、滞納繰越し分が64.4%で、対前年度比0.2ポイントの下落となり、全体では99.6%と、対前年度比0.1ポイントの上昇となりました。

今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○健康課長（西村祐一） 以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（立石幸徳） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 15ページの歳出の不用額についてですけど、これ軒並み残になっている。

この要因は何ですかね。

○健康課長（西村祐一） 保健事業費につきましては、その中で委託料について不用額が多くなっております。

委託料の減少の要因につきましては、当初予算で特定健診の受診率の目標を60%と見込み計上しておりましたが、これはまだ速報値なんですけれども、実績で43.5%となったことが大きな要因であろうと思います。

それと、総務費につきましても、委託料の不用額が多額となっているようでございます。

これにつきましては、市町村事務処理標準システム導入に係る改修委託の入札により執行残が出たものです。

○9番（禰占通男） このコロナ禍で受診控えはないんですか。

○健康課長（西村祐一） 特定健診の受診率につきましては、一番近年で多かったのは平成30年度、こちらが52.5%でございました。その後、令和元年度が49.7%、2年度が39.5%、3年度が45.5%、4年度の見込みが43.5%といった推移になっております。

2年度につきましては、49.7%から39.5%と10ポイント程度落ちております。こちらは明確にコロナの影響があったのではないかと考えております。

3年度につきましては逆に6ポイント上昇しておりますので、大分、コロナの影響につきましては薄れてきているのではないのかとを考えております。

○9番（禰占通男） また15ページの高額療養費の分もやはり800万円ほど残になっているんですけど、今まではうちの国保というのは大体、高額医療費が膨らんで、それも原因となったような過去もありましたけど、今回予算に対して余ることは喜ばしいことだと思うんですけど、この原因は何ですかね。

○健康課長（西村祐一） 高額療養費が減った要因につきましては、被保険者数が大分減っている部分もあると思います。

4年度につきましては、医療費が高いと思われまして60歳から74歳の被保険者数が、前年度と比較いたしまして205人減少しているということになっております。

また、あと80万点以上のレセプトにつきましては、前年度と比較して39件、約2,505万1,000円減少していることによると考えております。

○9番（禰占通男） 12ページの特別交付税保険者努力支援分ですけど、最初に説明があったように、収納率90%以上いったりして1,400万円の特別交付税分になっているんですけど。

この中で予防・健康づくり、医療費適正化という取組でこうなっていると思うんですけど、4年度分で予防・健康づくり、これについては数字とかで分かる部分は何かないですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま保険者努力支援制度についてのお尋ねだと思います。

保険者努力支援制度につきましては、国保の保険者によります医療費適正化の取組など保険者機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的な指標に基づきまして、都道府県や市町村ごとに保険者としての取組状況や実績を点数化して、それに応じて国から交付金を交付することで国保の財政基盤を強化する制度となっております。

この保険者努力支援制度についての評価指標につきましては、特定健康診査、特定保健指導の受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況、生活習慣病の発症予防、重症化予防の取組の実施状況、広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況、加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況、後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況のほか、国保固有の評価指標として、収納率の向上に関する取組の実施状況、医療費分析等に関する取組の実施状況、給付の適正化に関する取組の実施状況、地域包括ケア推進、一体的実施の実施状況、第三者求償の取組の実施状況、適正かつ健全な事業運営の実施状況となっております。

す。

特定健康診査につきましては、先ほど述べたとおりの推移となっておりまして、本市におきましては、それ以外の特定健診以外の健診の実施としまして、がん検診等を実施しております。

あと重症化予防の取組としましては、糖尿病腎症重症化予防事業、こういったものを実施しております。

当然、加入者を対象に行う予防健康づくりにつきましては、簡単筋トレやてげてげ広場等を実施しております。

加入者の適正受診、適正服薬を促す取組といたしましては、重複頻回受診訪問指導事業、あとは適正服薬を促す取組といたしましては、多剤処方を受けている方に対しまして、通知を出したりしていますが、これは南薩薬剤師会と共同して行っている事業等でございます。

そういった形でいろんな取組をしておりますので、それを年1回報告いたしまして交付を受けているところでございます。

○9番（禰占通男） 予防・健康づくりということで、一般会計審査でも意見が出たんだけど、高血圧対策の血圧計を使って予防、健康づくりに気をつけるということで、これについて特化して効果はどの程度出ているかちゅうことは、まだ把握とかできていないんですか。

○健康課長（西村祐一） 効果につきましては、これまでの議会の中でも申し上げているところですが、予防の事業になりますので、予防に対する事業の効果は10年先、20年先に出てくるかとは考えております。

ただ、県が公表しております脳血管疾患の標準化死亡比につきましては、最大で男性の場合、平成28年度が180.1で、国の標準からすると1.8倍となっていたものが、最新の令和3年度の分の標準化死亡比は1.3倍程度と落ちてはきております。

女性につきましても、最大で平成29年度が1.58倍ということであったんですが、こちらにつきましても令和3年度は1.27倍と減少はしているところです。

ただ、単純に減ったのがその効果かといわれれば、まだ明確には言えないところですので、こちらにつきましましては、今後とも注視してまいりたいと考えております。

○9番（禰占通男） もう一つ、この医療費適正化という言葉が先ほども出てきましたけど、本市はレセプト点検にも職員が2名関わってどうのこうのちゅうのがあるんですけど、これは現状としてはどうなっていますかね。

○健康課長（西村祐一） レセプト点検の効果ということでよろしいでしょうか。

令和4年度のレセプトの枚数は全部で11万4,939枚となっており、前年度から比べて4,195枚減少しております。

レセプト点検につきましては、資格点検と内容点検を行っておりますが、その実施率は100%となっております。

このレセプト点検によります財政効果額と財政効果率につきましては、被保険者1人当たりの資格点検の効果額は318円で被保険者1人当たりの金額の0.07%の効果、内容点検の効果額が24円で効果率は0.00%ということになっているんですけども、合計で342円、被保険者1人当たり金額の0.07%の効果となっております。

削減額は資格点検が169万5,000円、内容点検が12万8,000円の合計182万3,000円となっております。

○9番（禰占通男） もう一点、薬剤関係でコロナになって富山の工場が製造過程で違法なことをやっていたとあって、工場を閉める段階になって、このジェネリック薬品が不足した時期があったんですけど、今はもう大分改善されているんですけど、このジェネリック薬品に対しての効果が一時的減ったとか何とかってそういう影響は出なかったんですかね。

○健康課長（西村祐一） 後発医薬品に関しましては、利用差額通知を被保険者の方に送付して

いるところですが。

これにつきましては、平成23年度からの取組で、年2回送付しておりまして、年々、後発医薬品の使用率は上昇しているところです。

枕崎市の令和5年5月審査月におきます、後発医薬品の使用率は90.1%で、県の国保運営方針に掲げております、後発医薬品使用率の85%以上を達成しております。

令和5年4月の調剤につきましては、平成23年12月の調剤と比較いたしまして、約437万円の削減効果となっております。年間に直しますと約5,200万円程度となっております。

○9番（禰占通男） 最後ですけど14ページ、収入のうちの4の雑入、3の第三者納付金が896万3,000円で32件分ということですけど、これを見てもみますと、今この末尾に書いてある収支計算でいくと、812万1,000円、もうほとんど同額ですよ。

これがあつたから800万円残つたのかなと私個人で思っているんですけど、簡単に言えば臨時収入になつたかなと思つているんですけど、こういうこともあるのかなと思つてですね。

○健康課長（西村祐一） 第三者納付金につきましては、交通事故等で医療機関を受診して、一旦健康保険を使って支払いをしていた分が、レセプト点検等で交通事故と判明しましたら、今度は国民健康保険が支払った分につきましては、自賠責保険や民間の保険会社から入ってくる分でございます。

これにつきましては、県に翌年度精算して戻す分となっておりますので、5年度中に戻す部分になっております。それにつきましては、この間の補正で計上しているところでございます。

○委員長（立石幸徳） 私のほうでは、全体的に4年度のこの国保会計の流れといいましょうか、当初想定していた厳しい国保会計が、非常に好転したような感じを持つんですね。

特に4年度の年度末に、は今年度5年度当初に税率改定、税金を上げないと対応できないっちゃうことで、税率改正も一応検討をされていたんですけど、税率改正もしなくて終わったと。

なぜそうなっているのかということで一、二点聞きたいんですけどね。

まず4年度当初予算に、一般会計からのその他一般会計繰入金1億3,073万8,000円を計上しとって、年度中途に5,900万円ぐらいに補正をした。最終的にこれは1,000万円の繰入れで終わったんですか、まず確認します。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員長がおっしゃったとおり、最終的には1,000万円のその他一般会計繰入金となっております。

○委員長（立石幸徳） 要するに、1億3,000万円ぐらいを必要として当初計上したけど、もう1億2,000万円ぐらいは不要といいましょうか、使わずに済んできた、その原因、要因をどう分析しているんですか。

○健康課長（西村祐一） 法定外繰入金で昨年度は6,000万円繰入れをしていたところです。

これが1,000万円ということで減少しているんですけども、こちらにつきましては、国民健康保険税が3年度は4億6,931万3,000円、4年度につきましては4億5,570万円ということで保険税につきましては、被保険者数が減っている関係で1,361万円程度減少しております。

その他には先ほど委員からも質問がありました諸収入で、第三者納付金、これは5年度中には精算する分になるんですけども、第三者納付金を含めます諸収入全体として、3年度と比較して300万円弱増加しています。

あと繰越金につきましては、3年度が1,100万円程度だったんですが、4年度につきましては、1,900万円程度と800万円程度増加しています。

歳出では、保険給付費に賄われる事業費納付金が3年度の8億1,789万円から4年度7億8,557万1,000円と3,200万円程度減少しております。

そのほかに、交付されました保険給付費等交付金と実際に支出いたしました給付費等の差額が、3年度は645万1,000円だったんですが、4年度は1,700万円程度ということで、約1,000万円程

度増加しております。

こういったような要因で、その他一般会計繰入金を除きます歳入歳出の差額が、3年度は4,081万1,000円あったんですけれども、4年度は187万8,000円ということで、3,893万3,000円改善したことにより、法定外繰入金は減少していると考えているところでございます。

○委員長（立石幸徳） それでももちろん費目ごとに説明いただければ、健康課長が言われるようになっているんですけども、そういう各費目がなぜ非常にいい形になってきているかという全体的な本市の国保の状況ですよね。

これはつまり先ほどあった、例えば高額医療費等が大幅に減っていくのは、国保の被保険者が後期高齢に移行する人が団塊世代の関係もあってどんどん増えていく、それが一番の要因だと理解しておけばいいんですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員長からありましたとおり、ちょうど4年度から6年度までにかけて、団塊の世代の方が順次、後期高齢者医療保険のほうに移行していくわけでございます。

高齢者の方につきましては、1人当たりの医療費も高いところでございますので、そういったことが大きな要因であるとは考えております。

あと、4年度が診療報酬改定の年でありまして、診療報酬改定がある年に関しましては、枕崎市においても一時的に保険給付費は減っているところでございます。

なぜかといいますと、ある療養の点数を取るときに、体制が整わなければ取れないといった部分も出ておりますので、一旦、診療報酬改定があった年度については減る傾向もございます。

○委員長（立石幸徳） もう少し突っ込んで、医療費は、なかなか不確定要素が多いですから、どんな病気がはやって医療費が跳ね上がるか分かりませんが、そういった特別な状況を考えずに、つまり現状で行くと国保税率の値上げ改定は今後必要ないと考えとっていいんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員長が言った部分もあると思うんですが、国保税率の改定につきましては、今年度中の国保の収支状況、あとは、来年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の本算定結果が、6年の2月頃出ますので、そういった状況を見ながら検討はしていきたいと考えております。

○委員長（立石幸徳） もう一点具体的に、広域化の基金の償還、これ1,600万円ですかね、これは4年度が最終年度でこれで終わりなんですか、そこを確認しておきます。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員長からありましたとおり、4年度で終了となっております。

○8番（眞茅弘美） 3ページの人間ドック補助についてなんですけども、受診者が昨年度よりも11名増えまして189名受診したということですが、予算的には735万4,000円が出ていたようですが、この189名は予算いっぱい使われたということですかね。

○健康課長（西村祐一） 人間ドックにつきましては、その助成のお知らせを、4月の広報まくらぎきにチラシを折り込んで、あと節目ドックという方もいらっしゃいますので、その対象者の方には個別にお知らせの文書を4年度につきましては331名の方に送付しております。

4年度の人間ドックの受診者に対しましては、先ほど委員からございましたとおり、合計で189人ということで昨年度と比べて11人増えております。

人間ドックの助成につきましては、当初予算で618万2,000円予算を組んでおりますので、今回人間ドックに要した経費につきましては、500万4,000円ということで、若干不用額が出ているところでございます。

○8番（眞茅弘美） そうしますと、希望の方は全員受診できたということですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいま8番委員の御指摘のとおり、全員受けられていると考えております。

○8番（眞茅弘美） それから11ページの収納率が枕崎はいいということで、また1位だったということで、本当に敬意を表したいと思います。

そして、不納欠損額のところで気になったんですけども、件数と額がかなり落ちていまして、納付能力なしというところも、ここがぐんと落ちているんですが、この理由を教えてください。

○税務課長（鮫島眞一） 不納欠損額の納付能力なしの部分につきましては、具体的には高齢で年金が少ない方、病弱な方、財産がほとんどなく支払い能力のない方、失業中で収入等が少ない方、債務多額の方などが一般的には該当する形になります。

毎年不納欠損は行っているんですけども、令和4年度につきましては、今ほど申し上げました対象になる方が少なかったというその理由のみでございます。

○4番（上迫正幸） 3ページの中に、令和4年度の特定健診の受診率は43.5%で前年度から0.2ポイントの減少があったと。何人の方が受けられたんでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 令和4年度の特定健診につきましては、対象者が3,995人おりまして、そのうちの1,738人の方が受診されております。

○4番（上迫正幸） 1,738人の方が受けられたと。

その結果データと医療データに基づいて、生活習慣病の発症、重症リスクが高い方に健康指導したということですが、健康指導を受けられたのは何人ぐらいいるんでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 特定健診の結果に基づいて抽出されました、ハイリスク者132名に対しまして、運動教室の案内、慢性腎臓病CKD予防のチラシを送付しております。

ハイリスク者を対象とした運動教室を1回開催いたしまして、こちらには9人参加しております。

あと集団健診と個別健診の結果に基づく動機付け支援対象者が103人、積極的支援対象者が21人の合計124人が特定保健指導の対象者となっております。

そのうち動機付け支援の終了者45人、積極的支援の終了者は3人であり、合わせて48人の保健指導が終了しております。

こういったことから、特定保健指導の法定報告の実施率につきましては、約38.7%の見込みでありまして、令和3年度の実施率が34.4%でございましたので、4.3ポイント増加する見込みとなっております。

○4番（上迫正幸） 130人の指導をして48人の後の人たちには、これからまだ受けていませんよとか、引き続き指導していく予定はあるんですかね。

○健康課長（西村祐一） 132名という方はチラシとか運動教室の案内を出した方で、特定保健指導の対象者は124人となっております。

○健康課参事（森智賀） 対象者は124人いらっしゃいますけれども、もちろんお知らせをして、特定保健指導のお知らせをするんですけど、拒否の方が多いというところで、残った方たちで決まった機関の支援を受けられて、終了まで来られている方たちです。

拒否された方たちには、結果を送付して精密検査なりの受診が必要な方もいらっしゃいますので、受診勧奨は行っております。

○8番（眞茅弘美） 今の特定健診なんですけど、今どちらで行われていますか。

○健康課長（西村祐一） それは個別健診のことですかね。

○健康課参事（森智賀） 個別で受けられる医療機関のことでよろしいですか。

○8番（眞茅弘美） 個別じゃなくて、集団になるんですかね。

○健康課参事（森智賀） 集団健診は地場センターで行っていきまして、今日、あしたも実施しているところです。

○8番（眞茅弘美） 私、以前も申したことがあると思うんですけども、地場センターのトイレが和式なものですから、上のほうには1か所洋式があるんですかね。駐車場にも洋式がございま

すけども、そのことで前相談いただいて、そこら辺は何か声など相談とかなかったですかね。

○健康課長（西村祐一） 個別でそういった相談を健康課では聞いていないところなんですけれども、今、地場産業振興センターの3階で実施しております。男性用トイレと女性用トイレがございまして、その中間ぐらいに洋式のトイレがございまして、必要な方にはそちらのほうを御案内しているところでございます。

○9番（禰占通男） 保険者が県の管轄になって、県が財政運営の責任主体ということなんですけど、県の運営になったことで、財政支援が拡充されたっていう、国というか厚生労働省関係がそう思っているみたいですよ。

それで、ずっと補正とかでもいろいろ取り上げられてきているんですけど、この決算補填を目的とするこの法定外繰入れですよ、これは早期解消に向けて取り組むことってなっているんですけど、これは事実として可能なんですかね。繰入れをしないで決算に持っていけるっちゃうのは。保険料をそれに見合うだけ上げれば済むと思うんですけど、それもひっくるめて市民が被保険者として生活なりが成り立つのかという点でどうなんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員からありましたとおり、県のほうで法定外繰入れについてはなくすようにということで県の会議でも言われているところなんですけれども、何で法定外繰入れをなくすようにということになっているかといえ、全国的にまず都道府県の保険料の統一化ということがあります。これに向けて、各市町村の法定外繰入れをなくすようにという方向性が示されているのですが、実際、先ほど9番委員からもありましたとおり、法定外繰入れをなくす方策というのは、最終的には保険税率改定ということになってくるとは考えております。

○9番（禰占通男） それに対しても今、決算書の資料の2番目の国民健康保険納付金でもここにも最初書いてありますように、交付金として県が交付するためという、こういう仕組みになっていますよ、市町村から徴収してね。そしたら、足りない分はこれからいくと全部県が出しなさいよと解釈してもいいんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 毎年度、歳出で出ております保険給付費につきましては、県が各市町村から国民健康保険事業費納付金を集めまして、その保険給付費につきましては、全額県からいただいているところでございます。

歳入でいきますと決算報告書の12ページ、その中の4番目に県支出金というのがあるんですけど、その中の県補助金、保険給付費等交付金の1番の普通交付金、こちらが保険給付費に充てる額になる財源となっております。

○9番（禰占通男） そこは分かっているんですけど。そしたら、県が独自に足りないところにそれなら上乘せしますよと。さっきから私がずっと聞いている、いろいろな努力をしているところにはそれだけ支援しますからと、それぐらい本当は大見栄切ってもらいたいんですけど、それで足りないからこそ、一般から出すと。うちの一般から出した分は、交付金でどっだけ措置されるんですか。今年度分がどこか書いてあったよね。

これ一般会計から拾ったやつだけ2億5,200万円の国保会計への繰出金でしょう。そしたら、このうち本当に交付措置される部分は幾らになりますか、2億5,000万円のうちの。これ私は全部してくれて言いたいんですけど。

○財政課長（籠原正二） 令和4年度一般会計からの繰出金2億5,282万3,000円につきましては、この財源といたしまして、まず国庫支出金が2,823万7,000円ございます。

これにつきましては、基盤安定の負担金でありますとか、未就学児童均等割保険料負担金でありますとか、そういったものが国庫支出金となります。

あと県の負担が1億0,037万5,000円あります。これも基盤安定の保険者支援分がございまして。

そして、市の持ち出しである一般財源につきましては1億2,421万1,000円で、このうち基盤安定分、そして財政安定化支援分、出産育児一時金分とか、様々交付税措置の項目がございまして

が、それら交付税措置される総額が1億0,938万7,000円ということで、一般会計の純粋な持ち出しが1,482万4,000円ということで計算してございます。

○7番（豊留榮子） この国保税の一般会計からの繰入れは国が認めないということで、やめさせようとしているわけですよ。実際、もともとは、各自治体が枕崎であれば枕崎の人口やその所得に関して精査して、保険税を決めてきていたわけなんです、それが今は県が一括して県全体を精査しているんですよ。これは本当にとっても不十分だと思うんですよ、人口の少ないところでも一律ですから。同じような金額でくるわけですよ。

そういう中で、一般会計からの繰入れをしなければとてもやっていけないということだと思うんですけども、そういうことをずっと続けてきて、何で何でって思うんですよ、私はね。

だからこれを早く市のほうでも要請をして、一般会計の繰入れを認めさせるような、そういう要望を出していかなきゃいけないんじゃないかなと思うところなんです。

それともう一つは、国保税の中にある均等割ですね。小さな子供にまで均等に税金を払わせるという、これはもう絶対なくしてほしいと思うところなんです、その点をお願いします。

○健康課長（西村祐一） 枕崎市の国保税率につきましては、確かに今、委員からありましたとおり、県から標準保険料率ということで示されることは示されるんですが、枕崎市の現在の国保税率は市独自の国保税率を使用しているところでございます。

○税務課長（鮫島眞一） 国保税の関係で、子供の関係の均等割の御質問がございました。

未就学児の均等割保険料につきましては、2分の1を減額するような制度はできております。

ただし、残りの分が賦課されていたり、未就学児でない子供の部分についても、引き続き通常どおりの課税がされている部分がございます。この間、7番委員からもその部分について、本市独自の対応はできないのかという御質問も過去の定例会等でもいただいているところです。

繰り返しの答弁にはなるんですけども、本市の国保の財政事情等を鑑みたところでは、なかなかその部分を本市独自で軽減措置をするというのは、現状においてはなかなか厳しいのかなと考えております。しかし、ここも繰り返し答弁になるんですけども、全国市長会において、国の施策及び予算に関する提言の中で、国民健康保険制度に関して本市に関係ない部分もございしますが、全体で23項目の提言要望等を国に行っている部分がございます。その中では、財政措置の関係、子供の部分について等々も提言の中、国のほうにお願いをしているという動きはしております。

○7番（豊留榮子） 先ほど、税額については市独自で計算をしてお知らせをしているということなんですけれども、それはどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 現在、本市が使用しております本市独自の国民健康保険税率につきましては、所得割が医療分・後期分・介護分を合わせて13.06パーセント、均等割につきましては、同じく医療分・後期分・介護分を合わせまして4万3,400円、平等割につきましては3万8,800円となっております。

○7番（豊留榮子） もう一点だけ。

県内でも、国保税の収納率が1位だということなんですけど、国保税の税額、それから後期高齢者もありますね、県内ではどこが1位なんですか。

○健康課長（西村祐一） 速報値なんですけれども、国民健康保険税の1人当たりの調定額で申しますと、19市のうち一番高いところは南九州市となっております。

後期高齢につきましては、県内どこも保険料率は一緒だと思います。

○12番（吉嶺周作） 国保の被保険者数ですが、昨年が5,328名、2年前の令和2年が5,681名で、約350名被保険者が減少しているんですけども、その理由としては先ほど言われました団塊の世代の方々が後期高齢者に来年度までで移行するというのが主な要因だったと思うんですが、その医療費なんですけれども、資料では、医療費の負担区分は出ているんですが、本市は1人当

たりの年間の医療費が高いということでこの10年間右肩上がりだったと思うんですけど、そういう推移は今どうなっているんですかね、ここ近年の1人当たりの医療費ですよ。

○健康課長（西村祐一） 平成30年度から申し上げていいですか。

療養給付費につきましては、平成30年度が、一般被保険者が36万4,012円、退職者医療が64万4,957円で一般、退職者合わせて36万8,745円となっております。令和元年度につきましては、一般が38万1,644円、退職が18万3,599円で一般、退職者合わせて38万1,802円。2年度からは退職者医療に該当する方がいっしょになくなりましたので、2年度以降は一般だけになります。2年度が37万9,445円、3年度が40万0,784円、4年度が39万9,693円と推移しております。

○委員長（立石幸徳） 先ほど7番委員からもありました市長会の要望、特に本市の市長は国保連合会の県の理事長をされているわけですからね、発言権も非常にあると思うんですね。

ですから、そういった意味でも、本市は県内をいろんな市長会、介護保険も含めて国保連合会ですので、取りまとめているいろんな要望、意見を出していただきたいと、これは委員会として要望をしておきたいと思います。

ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第2号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第2号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（立石幸徳） 挙手多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、認定事項第3号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第3号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（立石幸徳） 挙手多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

△認定事項第4号 令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

次に、認定事項第4号令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 認定事項第4号令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和4年度の当初予算額は30億0,541万1,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算額は

31億5,673万3,000円となりました。

歳入におきましては、調定額29億3,962万4,000円に対し、収入済額29億3,503万5,000円、不納欠損額65万3,000円、還付未済額9万6,000円、収入未済額403万2,000円となりました。

5ページを御覧ください。

歳入のうち、保険料につきましては、調定額4億9,908万円に対し、収入済額4億9,449万1,000円で、収納率99.1%となり、前年度に比べ0.1ポイントの減となりました。

1ページにお戻りください。

歳出におきましては、予算現額31億5,673万3,000円に対し、支出済額26億5,300万6,000円で、5億0,372万7,000円の不用額となり、収支残額は2億8,202万9,000円となりました。

2ページをお開きください。

歳入総額29億3,503万5,000円に対し、歳出総額26億5,300万6,000円で、差引き2億8,202万9,000円の黒字となりました。

3ページを御覧ください。

令和4年度事業の成果について申し上げます。

まず、総務費は介護保険の事務経費であり、4,327万3,000円の事業費のうち約87%に当たる3,747万7,000円を南薩介護保険事務組合負担金が占めています。

保険給付費は、令和4年度の予算現額28億4,769万1,000円に対し、23億7,779万6,000円の支出となり、予算現額に対しては4億6,989万5,000円、16.5%の減、また令和3年度実績に対しては4,731万7,000円、2.0%の減となりました。

なお、2ページに記載してありますとおり、介護サービス等諸費は、前年度実績及び当初見込み（第8期計画）より下回りましたが、要因は、居宅介護サービス給付費では通所系のサービスが伸びなかったことと、地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護事業所が1か所廃止となったことや、新たに介護小規模多機能型居宅介護事業所1か所の事業開始を見込んでいましたが、事業開始は今年度となったこと、また、施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のサービス給付が当初見込みを下回ったこと等によるものです。

介護予防サービス等諸費については、前年度実績を僅かに上回ったものの、当初見込みを下回りましたが、これは、介護予防通所リハビリテーションの利用実績の減が大きな要因となっています。

また、要介護認定率については、平成29年度から総合事業を実施したこと等もあり、令和5年3月末の要介護認定率は前年度から微増し16.7%となっており、このことが給付費の伸びない要因の一つとなっています。

地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費7,510万6,000円で、前年度に対し414万円、5.2%の減となりました。

基金積立金につきましては、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金4,248万2,000円であります。

なお、現時点における令和5年度末の介護給付費準備基金の残高は、4億1,711万9,000円と見込んでいます。

諸支出金につきましては、介護保険料の還付金並びに令和3年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分1億1,434万9,000円です。

以上、説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（立石幸徳） それでは審査をお願いします。

○11番（橋口洋一） 資料の2ページですかね。

2年度の給付費については、介護サービス等諸費は前年度実績及び当初見込みより下回っていると。通所系のサービスが整わなかったもしくは廃止になった、そういったことが一つありましたよと。

それに続いたところで、給付が伸びなかったことについては要介護認定率が3月末で16.7%となっており、このことが給付が伸びない要因の一つであると考えられる。

ここら辺が分かりにくかったものですから、説明をお願いしたいと思います。

○福祉課長（福永賢一） 本市は介護予防事業等も取り組んでおりまして、てげてげ広場とか筋トレサロンとか、要介護にならない事前の取組ということで、そういう事業も取り組んでおります。

そういうこともありまして、要介護認定率が近隣市町村よりも低い状態になっております。

要介護認定率が低くなると、介護を利用する方が減ることになりますので、給付費も伸びる反対の要素ということで記載させていただいているところです。

○11番（橋口洋一） 認定率が伸びないということは、健康である方が多いということで喜ばしいことと考えてもよろしいんですかね。

その喜ばしいことにプラスして通所系のサービス等が十分に配置できていなかったもので、それにかかると通所系のサービスが従前どおり運営されていたら、そこに入る人たちも多かったもので、給付費も上がる可能性があったと考えていいんですかね。

○委員長（立石幸徳） ちなみに介護保険組合では、近隣の介護率も分かっていると思うんですが、これは従前から本市は介護率が低いっしょうことで出ていますので、近隣の要介護率も紹介していただければと思うんですが。——すぐ出ますか、出ないなら後でも結構ですよ。

○福祉課長（福永賢一） 11番委員からサービスの給付が伸びなかった要因として、通所系の部分が伸びなかったことで、そういった対応がされなかったという発言がございましたが、計画としては、施設そのものが減っているわけではございません、その利用が伸びなかったということで御理解ください。

計画として整備を予定していたものについて、それが計画どおりにいかなかったものについては、地域密着型サービスのグループホームが1つ閉鎖になったことと、当初予定していた看護小規模多機能型居宅事業所が今年度に伸びたことということで、サービスを受ける体制の部分については、地域密着型のほうが体制が整わなかったということで御理解ください。

今正確な資料を探し出せないところですが、近隣市よりも3ポイントから4ポイントほど要介護認定率は本市が低いと把握しております。

南薩介護保険事務組合は3市で構成されておりますが、南さつま市、南九州市は同様だったと思いますが、本市のほうがほかの2市よりも3ポイントから4ポイント低く、16.7%ということで、正確な数字はまた後もって答弁させていただきます。

○委員長（立石幸徳） これは介護保険事業計画には掲載されているんじゃないんですか。確認できましたらまた教えてください。

○8番（眞茅弘美） 今ございました通所系サービスの伸び悩みがあるってということですけども、確か昨年度も同じようなことを言われていたと思うんですけども、そこら辺の理由は何なんでしょう。コロナ禍もございましたので、それによって出不精になったとか、その辺が関係しているんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 事業所において、従事者あるいは利用者が感染したこともありましたので、その関係で利用が減ったことは一因としてはあると思っております。

○9番（禰占通男） 先ほどの説明で、事業所の閉所と新しく開設が1つはできなかったというそれって、一つは閉める、一つは今からしますというのは、それは全然種類の違う事業所になる

んですかね。

○福祉課長（福永賢一） まず、グループホーム、昨日も一つ確認をしていただきましたけれども、令和3年度の8期の計画では、令和3年度に1ユニット増えて、令和4年度は5ユニットの予定だったんです。

9人ですので45床分と計画ではなっていたんですが、1ユニット増えたところが、3年度ではなく4年度の末に開所したことで、ほとんど1年分給付費がなかったのが1か所。その上に1か所別のところが、4年度に休止をしてそのまま廃止になったので、丸々2か所分の給付費の不用額が出てきたということです。

また、もう一つは、看護小規模多機能型居宅介護事業所ということで、桜山小学校の近くにある今年度開所したところも、4年度に開所する予定でありましたので、給付費としては1年分を計画していたんですけれども、それも1年分不用額になったということで御理解いただきたいと思います。

○9番（禰占通男） 教えてもらいたいんですけど、グループホームを開設するとした場合ですよ、この医師の協力がなくてできないですよ。

緊急の場合とか、いろいろ制約があるみたいで、その医師との契約はどうなるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 協力医療機関を定めていただくということで、入所、利用者に何かあったときに対応していただくということで、契約はそれぞれの事業所がしていただくということになっております。

○9番（禰占通男） 行政は全然関わりなく、開設する方が何らかの方法でアクセスとしてっちゃうことですか。

○福祉課長（福永賢一） そのとおりでございます。

○委員長（立石幸徳） 介護事業所の経営状況は、全国的には非常に厳しい状況がいろいろ報道されています。

南薩ちゅうか枕崎周辺では、どういった経営状況っちゃうか、さっき言ったように廃止のところもあるわけですので、特に私が本会議でも触れたんですけど、いわゆるマンパワー、人手不足っていうか、この面で介護、医療関係で外国人が人材として来ている本市の事業所があるのか。

特に南さつまの坊津辺りでは、もう介護事業者は外国人が頑張っているっちゃうことで聞いているもんですから、本市の経営状況とマンパワーの状況を教えていただきたいと思います。

○福祉課長（福永賢一） それぞれ厳しい状況であると思っております。

特におっしゃられますように、人材の確保部分について、なかなか対応できていないということで、閉鎖あるいは縮小する事業所等については、一番の理由は人材確保の問題ということで、それが経営にも大きく影響してくると理解しております。

外国人の活用につきましては、市内では3か所の施設、介護老人福祉施設が1か所、あと介護老人保健施設が2か所の全体で9人いらっしゃると思っております。

○10番（平田るり子） 多機能型グループホームで3か所あると認識しているんですけど、今度1か所新しくできた看護多機能型の違いを教えてください。

○福祉課長（福永賢一） 小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、29人以下の登録定員ということで、その方々たちを通いと訪問と泊まりの3つを組み合わせ、利用していただくということで、デイサービス事業所とホームヘルプ事業所とショートステイの事業所が一体化した事業所ということで御理解いただきたいんですが、今回できた看護小規模につきましては、そこに、訪問看護、看護の部分を加えた複合型ということで、医療的なケアが必要な方々とか、退院してすぐの方とか、そういった方々に対応できる施設となっております。

○3番（辻本貴志） 本市においても、認知症初期集中支援チームが立ち上がっていると思うんですけど、認知症初期集中支援チームの支出とかはどこに入りますか。動きが見えなくて。

○福祉課長（福永賢一） 19ページの3包括的支援事業・任意事業の中の7番認知症総合支援事業費の中に含まれます。

○3番（辻本貴志） そうするとあまり支出額がないということは、あまり動きがないと理解してよろしいでしょうか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 活動自体は、令和4年度につきましては、相談が3件ありまして対象者は2件でした。

相談自体はこのチームに対してという相談は少なく、包括支援センターに総合相談という形でくることが多いです。

その中で認知症のことで相談に来ましたということで、治療につながっていないとかサービスにつながっていないとかという方に対して、認知症疾患医療センターに相談して、この方を対象にしましょうかどうしましょうかということで相談してから対象としていますので、件数としては少ないです。

○3番（辻本貴志） この前も私、住民の方からの要望で、認知症の症状がある方で、どこに相談していいかわからないという方がおられて、一緒に連れていったんですけど、広報活動も引き続きよろしく願いいたします。

○12番（吉嶺周作） 今の関連なんですけど、本市は高齢化率が42.3%なんですけど、認知症認定を受けている人数とかは把握しているんですかね。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 治療を受けている方の数字ではないんですが、介護保険の認定を受けていて、その中で認知症の高齢者の日常生活自立度のランクというのがあるんですけども、その中で、Ⅱa以上という何らかの見守りが必要な方の数はありまして、令和4年の10月時点で認定を受けている方が1,364人いらっしゃいまして、そのうちⅡaランク以上の65歳以上の方は1,026人です。

率でいきますと、認定を受けている方のうちで7割ぐらいの方は認知症の症状というか何らかの見守り支援が必要な方となります。

○12番（吉嶺周作） 65歳以上の話ですか。この26人の方々に独居老人の方もひとり暮らしの方もいらっしゃるんですか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 数は把握していないんですが、独居の方も家族と暮らしている方も含まれています。

○12番（吉嶺周作） 今朝の新聞で認知症の行方不明者が県内で年間160名だったとかあったんですけども、本市でもそういう行方不明者もしくは夜の徘徊とか、そういった相談とか実績があるんですかね。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） その数までは把握していないんですが、例えばサービスを利用されている方で、徘徊というか家から出てしまうのが多いですという方については、事業所から写真だったり特徴だったりというのを情報提供としていただいています、事業所のほうで警察だったりとか、あと民生委員だったり公民館長に情報を提供している方も数名はいらっしゃいました。

○議長（永野慶一郎） 本市で認知症サポーターの講習があつて、今3番委員も腕にオレンジの輪っかをはめています、私たちも1期目のときに議員全員でこちらの議場で講習を受けさせていただいた記憶がございます。

今その取組ってどうですかね、以前のように積極的に講習等開かれていますか。延べ人数で今まで何人ぐらいの方が受講されているか分かれば教えてください。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 認知症サポーター養成講座は、公民館単位であつたりとか、てげてげ広場で開催しているんですけども、一時期コロナで集まる場が設けられなかったんですけども、今までもしていたんですけども、今年度から本格的に再開という形になっ

ています。

延べになるんですけれども、令和5年3月末で2,452名の方に受講していただきました。

○議長（永野慶一郎） 令和4年度末時点ということですのでよろしいですか、2,452名。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） そのとおりです。

○議長（永野慶一郎） 先ほど12番委員からもありましたが、今朝の新聞で、やっぱり早めに気づいて早めに対応するというのがすごい大事だと書いてあったんですけども、認知症サポーターの講習を受けてサポーターになられた方で、そういった方たちが早めに気づいて何か相談に来るなり、病院に行くなり、そういった効果っていうのは把握されていますか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） これも数としてはないのですけれども、道路を日中歩いていて、あれって思って声をかけたら、南さつま市のほうまで歩こうとしていた方で、こちらのほうに相談いただいたりとか、あと夜中に出歩いている方を見かけて心配になって声をかけたんですっていう情報をくださる方はいらっしゃいます。

○議長（永野慶一郎） そんな正確な数字まではということでしょうけども、一定の効果はあるという感じで理解してよろしいでしょうか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 以前と比べれば、認知症の人に対しての声のかけ方だったりとかは、皆さん理解していただいているのかなと考えているところです。

○議長（永野慶一郎） やっぱり知らないより知っているほうが、そういった対応もしやすいと思いますので、またどんどん講習をして広げていっていただきたいと。また、私たちももう何年前ですかね、忘れてることが多いと思うので、折を見て、もし機会があればよろしく願いいたします。

○8番（眞茅弘美） 19ページの本市独自の高齢者元気度アップ・ポイント事業、そしててげてげ広場事業を続けていただいていると思いますが、本当にこの事業を楽しみに通われている方もたくさんいらっしゃいます。本市は認定率も低いということで、この事業に対しての効果をどのように考えていらっしゃいますか。

○福祉課長（福永賢一） 地域の中で同じような年代の方が集まってこういった活動をしていくということで、御本人の健康維持もありますし、また生きがい等を得られる部分、あと地域の交流が図られるという部分も大きな成果になると思っております。

加えて、要介護認定も少しでも遅らせるという効果にはなっていると理解しております。

○8番（眞茅弘美） 審査意見書の28ページにも、要介護認定者数の介護度とかに分けられて人数も書いてあるんですけども、以前のものを持ち合わせてないのではっきり比べることはできないんですけども。

このような事業を受けることによって、元気でいられたりとか、皆さんとの交流があったりとかして、健康でい続けられると思いますので、こういうところに通われる方はいいんですけど、やっぱり家にいらっしゃって出たがらない方もいらっしゃいますよね。

特に独居老人の方は心配するところではございますけども、そのような方をどうやって外に誘うか。こういうてげてげ広場とかにお声かけして誘うような、そういうお声かけなどもしていただけたらいいのではないかなと思います。よろしく願いします。

○7番（豊留榮子） 介護保険料の件ですけれども、滞納されている方ですね。不納欠損が出ているんですが、4年度で25件、10ページにあるんです。この方たちは皆、健康状態はどのようなか、また滞納されている方は、介護保険を利用できるのか、その点をお示してください。

○税務課長（鮫島眞一） 介護保険料の不納欠損の25件の内訳を申し上げます。

死亡者の方が1件、生活保護の方が4件、納付能力なしの方が20件という形で合計で25件となっております。

滞納処分をするに当たって、その前段で納付相談、納付の状況等を税務課で確認を行っており

ますので、その時点で滞納の方の健康状態と言っているかどうか難しいですけれども、生活の状態については税務課の面談等で確認ができております。その中で、特に税務課職員として健康状態で気になる部分は特に報告は受けてないところでございます。

○福祉課長（福永賢一） 保険料を滞納されている方が介護保険を利用する場合の給付制限という制度がございます。一定期間、保険料を滞納されると、通常は1割負担とか2割負担とかですけれども、そういったものが償還払いになったり、その負担割合が増えたりという形の、納付している方と公平性を保つために、そういった制限がかけられる制度がございます。

○税務課長（鮫島眞一） 福祉課長の今の答弁に補足しまして、介護認定を受けている方と、介護保険料を賦課されて滞納になっている方についての情報につきましては、税務課と福祉課とで情報交換を行っております。

今、福祉課長から滞納の方については償還払いという説明があったかと思えます。税務課としても、可能な限り償還払いにならないように、滞納の方については、介護認定を受けている方の介護保険料滞納の方につきましては、特に制度的にそういう形になるということで連絡、御案内はしているところです。納付を促しているという形になります。

○7番（豊留榮子） ぜひ見守りといいますか、滞納されている方がどんな生活をされているのかとても気になる場所なんです、そういう御配慮をひとつよろしくお願いしておきます。

また介護保険料ですけれども、これみんなすごい高いよねって、介護保険料を払って何か活用して病院に行きたいとか、介護のあれを受けたりとか思うけれども、一歩足が出ないよねみたいな。介護保険料を払った上にまた利用料を払わなきゃいけないしっていうことでね、とてもみんな苦勞されていると思うんです。この介護保険料はどういう規定で決めるんですか、保険料額ってというのは。

○福祉課長（福永賢一） 現在第8期の介護保険料事業計画を推進しておりますが、3年ごとにその計画ごとに保険料を設定するというようになっております。

今年度第9期の保険料の計画を策定するんですが、まず今後3年間の給付がどのくらい必要かという見込みを出して、人口推計とか、そういった1号被保険者の数がどうなるかというのを推計しながら、現在はサービスが通所系はこのくらい使っていて、施設はこのくらい使っているという推計を今後3年間分を出しまして、その総額を出します。

それから、そこの分の1号被保険者相当分の費用ということで23%になるわけですけれども、その金額を被保険者数で割るという形、全体の必要な額をみんなで割る形で一定の金額を決めます。

それから、保険料は9段階ありますので、所得もそれぞれ違いますので、そういうのも加味して保険料額を決定する。そこには、この前も答弁させていただきましたが、介護給付費の準備基金を数億円取り崩して、そこに充てた上で、保険料の軽減を図っていくという繰り返しをずっとやってきているということで御理解いただきたいと思えます。

○7番（豊留榮子） 分かるんですけれども、とにかく何とかこの保険料を安くしてほしいという市民の声もありますので、これを頭に入れて計画を練ってほしいと思います。

○福祉課長（福永賢一） 先ほど答弁を保留させていただいた近隣市の要介護認定率の正確な数字を申し上げます。

本市が16.7%、4年度末になります。この時点での南さつま市が20.6、南九州市が21.2となっております。ちなみに鹿児島県の平均が19.2となっております。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長(立石幸徳) 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長(立石幸徳) 挙手多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

午後1時10分 再開

△認定事項第5号 令和4年度枕崎市立病院事業決算

○委員長(立石幸徳) 再開いたします。

次に、認定事項第5号令和4年度枕崎市立病院事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長(平塚孝三) 認定事項第5号令和4年度枕崎市立病院事業決算について、御説明いたします。

決算書の9ページをお開きください。

令和4年度につきましては、入院患者の増や診療単価の高くなりやすいコロナ患者の受入が増えたことなどによりまして入院収益が増加したものの、新型コロナウイルス感染症関連補助金、ワクチン接種料などの減や外来患者数の減、それに伴う収益の落ち込みや医師を含む医療従事者の不足など、病院運営において厳しい状況が続いています。

経営面では、常勤医2人、非常勤医11人での診療体制となり、小児科診療については、年間56回の医師派遣をお願いし、延べ396人の診療を行いました。

また、地域の子ども・子育て支援策としての病児保育事業の利用者は、延べ264人となりました。

このような中で、入院患者数は1万6,148人で、前年度より709人の増となり、病床利用率は3.5ポイント増の80.4%となり、外来患者数は965人減の1万1,920人、診療実日数ベースの1日平均患者数は3.8人減の46.7人となっています。

収益については、入院は4億0,378万9,364円で7,174万6,834円の増、外来は1億1,619万9,422円で134万7,279円の増となりました。

新型コロナウイルスワクチン接種料を含む諸検査料1,579万7,355円、長期前受金戻入の3,015万5,186円、新型コロナウイルス感染症の対応関連補助金6,154万8,500円等で、総収益は前年度より1,423万9,819円上回り7億5,545万1,297円となりました。

一方、費用については、給与費、材料費及び経費等の増によりまして、総費用は前年度を2,816万8,457円増の6億9,337万3,593円となりました。

また、有形固定資産取得については、薬用分包機、厨房用スチームオーブン等の購入を行いました。

以上の結果、総収支比率は109.0%で当年度純利益6,207万7,704円の黒字決算となりました。

次に、参考資料の25ページを御覧ください。

2収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億5,249万8,612円で、前年度より6,175万4,000円の増となり、医業外収益は1億9,424万2,885円で前年度より4,585万5,781円の減となっています。

また、附帯事業収益が870万9,800円で、前年度より165万8,400円の減となっています。

一方、病院事業費用では、医業費用が6億6,177万2,751円で前年度より2,929万5,570円の増、医業外費用は2,294万6,461円で前年度より53万9,110円の増となりました。

また、附帯事業費用が865万4,381円で、前年度より166万6,223円の減となりました。

次に26ページの3資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、資本的収入については、一般会計負担金1,258万7,000円となっています。

資本的支出は建設改良費として、器械備品購入費468万5,890円、リース債務支払額178万6,728円及び企業債償還金2,352万5,579円の合計2,999万8,197円で、収入額が支出額に対して不足する額1,741万1,197円は過年度分損益勘定留保資金、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

引き続き、5ページの令和4年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の剰余金計算書、右から3列目の欄の中ほどに記載してあります前年度の繰越利益剰余金として6,096万0,039円、当年度純利益として6,207万7,704円の合計額1億2,303万7,743円が未処分利益剰余金となりました。

この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書(案)に記載のとおり、利益剰余金のうち平成26年度の地方公営企業会計制度の見直し時に新たに設けられた勘定科目である繰延収益移行作業において生じた4,587万3,572円について、現金としての裏付けがないことから、補填財源として二重使用を防止するため自己資本に組み入れ処分しようとするものです。

その他の具体的な経営状況及び業務の内容等につきましては、参考資料を添付してありますので、併せて御参照方お願いします。

以上、決算の主な内容について御説明しましたが、御審議くださるようよろしくお願いします。

○委員長(立石幸徳) ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○9番(禰占通男) 決算書の12ページのこの未払金の項目でお尋ねいたします。

9月8日に残業代として未払金があったという説明を受けて補正も組みました。それで私は、この決算書と監査による決算審査意見書の日付を類型化した部分から見まして、決算書4年度分も残業代として未払金がある。令和3年度分、2年度分と続いていくんですけど、3月31日で4年度分が締められて、そのあと監査のほうへ審査が回るわけですけど、会計責任者と監査委員が、この未払金があったことを行政側からどのように知らされたのか、それについて御説明をお願いいたします。

○市立病院事務長(平塚孝三) 12ページにある未払金の2,067万0,651円の内訳としましては、3月31日までに支払い義務が生じた債務について、支払っていないものが2,067万0,651円あったんですけども、例えば薬品の未払金でありますとか、診療材料の未払金でありますとか、あとは消費税とか、地方消費税につきましてはその確定額を3月31日で確定させて、4月1日以後に支払うのでその金額を示したものです。

補正1号でお願いした残業代の未払金については、この金額の中には含まれてないところです。

○9番(禰占通男) 結局、監査が始まるまでですよ、監査が5年6月27日から5年7月5日まで監査期間ということで意見書に載っていますよ。そうしたら、監査に回るまでの期間、3月、だから、2か月と27日ですよ。その間期間があるわけですから、訂正なり可能じゃないですか。

○市立病院事務長(平塚孝三) その未払金につきましては、この間の予算特別委員会で御説明

しましたとおり、会議の時間でありますとか、対象職員でありますとか、実際どの程度の金額になるのが確定したのは8月の中旬頃でありましたので、監査委員事務局には報告はしておりません。

監査につきましては、令和4年度の決算の監査ということで、今回発生しました残業代の未払金については、令和5年度の予算で執行ということになりますので、令和4年度の決算の審査対象ではないと認識はしているところです。

○9番（禰占通男） この監査意見書については、公営企業法第30条2項、この2項ちゅうのが、地方公共団体の長はこの決算を監査委員に付さなければならないとありますよね。それも2か月以内ですよ。ということは、3月31日に締めた。そして2か月以内は何でもできるということじゃないですか、4年度決算については、解釈で。

○市立病院事務長（平塚孝三） 同じ答弁の繰り返しになりますけれども、令和4年度の決算の審査ということで、今回、お願いした残業代未払いのための予算については令和5年度の予算となりますので、その分については審査対象じゃないと考えております。

○9番（禰占通男） そしたら4年度分はどれほどになるんですか。結局、3年前まで遡るそれを12月に支払いすると説明されませんでしたか。そしたら4年度分も未払いが残っているわけでしょう。簡単に考えたら、違うんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 何度も同じ答弁なるとは思いますけれども、その残業代の未払分については、令和5年度の予算で執行ということになりますので、こういう処理になっているところです。

令和4年度の金額をお答えすればよろしいでしょうか。

令和4年度の時間外相当額ということで82万6,000円程度になっております。

○委員長（立石幸徳） この件で、監査委員会から何かありますか。今出されている質疑。

○監査委員事務局長（橋口和洋） この4年度の未払金は4年度の決算になりますので、先ほどから病院の事務長が説明していますとおり、今回の残業代は5年度の未払金になりますので、4年度の決算とは関係ないと考えます。

○9番（禰占通男） 今私が指摘したこの未払金に、この82万6,000円は入っているんですか。私はそこを言ったんだけど。今ここに我々が資料としてもらっていますよ。先ほど私がページを言いました。12ページの未収金と未払金、未払金に令和4年度2,067万円の中にこの82万6,000円なるものは入っているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 令和4年度の決算では、時間外の未払金という額も確定しておりませんし、令和4年度に発生した未払金でありませんので、ここに掲げてある2,067万0,651円の中には、先ほど申し上げた金額は含まれてないところです。

○9番（禰占通男） ですが、行政側からもらった資料によりますと、4月14日に労働基準監督署への相談があって、4月27日に是正勧告が出ているわけでしょう。行政側からもらった資料によると。

そうすると、市長は2か月以内に監査委員の審査に付さなければいけないと、この30条にありますよ。そしたら、2か月間の猶予があるんですから、対処はできるんじゃないですか。だって31日に締めました。31日の零時前までにこの決算書ができたのかということですよ、最終的には。これが後日までかかってもろもろ計算して、決算書ができたのであればおかしくなるんじゃないの。3月31日の決算書ができたなら、もうそれは、今、事務長がおっしゃるとおりですよ。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほどの時間外の未払金については、3月31日現在では確定しておりませんので、令和4年度の決算の中に入れることは不可能であります。

何度も同じ答弁になりますけれども、令和5年度の予算に計上させていただいて、令和5年度中にその債務が発生すると。令和5年度中に支払いがあれば、令和5年度の決算書には、未払金

としては計上されない。例えばそれが3月31日以降の支払いになれば、令和5年度の決算書の中で未払金ということで計上されることになります。

○委員長(立石幸徳) 整理をしたいんですけどね。事務手続上は、今病院事務長が言われるような手続になってくると思いますね。

ただ、9番委員が言われるように、4月27日の時点では、過年度の未払金は明確になったわけですね。そういう労働基準監督署からの是正勧告を受けたわけですから。そうすると、監査を実際手がけたのは審査意見書に書いているように、6月27日から7月5日まで監査をされたんでしょう。その監査をするときには、過年度の未払いが発生していますということは、病院事務局からは監査委員会には、ここに帳簿上の決算とは別に報告はされているんですか、その点は。

○市立病院事務長(平塚孝三) 監査事務局に対しては、その時点では指導があった旨の報告はしておりません。

○委員長(立石幸徳) 報告はしてなくて、6月27日から7月5日までに病院の4年度決算を監査委員会は監査をしたと整理したらいいんですかね。そうですかね、確認しときます。

○市立病院事務長(平塚孝三) そのとおりでございます。

○委員長(立石幸徳) そうしますと、こういった未払いとか、あるいはそのいろんなまだほかにも公金の取扱い上の不祥事で、監査委員会への報告は、どの時点でされるもんですか。現在、まだ報告はされていないんですか、病院事務局から監査委員会には。

○市立病院事務長(平塚孝三) 監査委員事務局には、正式には報告はしておりません。

○委員長(立石幸徳) それはおかしいんじゃない。その辺を整理してくださいよ。

○9番(禰占通男) 監査に出す場合は全部関連書類は出すんでしょう。それを改めて監査が整理、会計課もだけれど、それについてもろもろ誤差はないか、計算を間違えていないか、病院会計ですから、病院側の管理について手落ちがなかったか、その3点を決めて審査して、どちらも手落ちがなかったらゴーサインじゃないですか。

○委員長(立石幸徳) 整理しますけどね。

つまり、9月の補正予算、病院としては補正1号ですね。これは議会では審査はしたけど、まだ本会議議決は済んでいないんですけどね。審査の過程で、もうこれは過去のことですけれども、監査委員会に議会サイドから未払いについてどういう見解か聞いても、監査委員会としては、病院事務局から正式に監査を受けていないという状況になっているわけですね。監査委員会のほうでは答弁のしようがない。見解の出しようがない。

そういう形で進むというのは、公金の支出としてもおかしいんじゃない。その予算の病院の補正1号は、議決した後に、どういう手続で執行がなされていくんですか。

○市立病院事務長(平塚孝三) 今回の時間外未払金の部分につきましては、令和5年度の予算の執行ということで、令和5年度の決算審査の中で審査がなされていくものだと認識しているところです。

○委員長(立石幸徳) 私が気にしているのは、議会議決のほうが先で、監査委員会の監査は後になるっちゅうことですか。まだ監査委員会には正式に伝えていないんでしょう、こういう未払いが過年度に起きていますちゅうのは。

要するに、監査委員会の役割って何かということですよ。

暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時40分 再開

○委員長(立石幸徳) 再開いたします。

○市立病院事務長(平塚孝三) 地方公営企業法の決算の審査の条項について読み上げます。

地方公営企業法の第30条に規定している条項です。管理者は毎事業年度終了後2か月以内に

当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書、政令で定めるその他書類とあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。地方公共団体の長は、決算、前項の書類を監査委員の審査に付さなければならないと規定されております。

先ほどから答弁してありますとおり、令和4年度の決算には、今回補正に上げました時間外の未払い金は含まれておりませんので、令和5年度の決算になりますので、令和5年度の決算審査に付していくという形になると認識しております。

○9番（禰占通男） ただいまの事務長の説明に対してですけど、決算を閉めてから2か月以内に市長は提出ということですから、その2か月以内に提出するまでに、もろもろの過誤があつたりいろんなものが間違えていたりした場合、収支決算書の結果というのはどうなるんですか。

もう間違えたまま決算書として提出して、それを監査委員が認めればそれでいいちゅうことですか。私はそう受け止める。この2ヶ月ちゅうのは猶予だと思っていますよ。

○市立病院事務長（平塚孝三） 未払金が3月31日までに債務が確定するのであれば、その4年度決算に入っていくと認識するんですけども、その時点では予算もありませんので、執行は不可能ということになります。

それで、過年度分の未払相当額を一時金として支払いするということを決定しまして、先日の予算をお願いしたところですよ。そうしますと、令和5年度に債務を確定して令和5年度の執行ということになりますので、令和5年度の決算に入っていくものと認識しております。

○委員長（立石幸徳） 事務長ですよ、一般的に全然問題なしとされる決算の取扱いは、今事務長が言われるような答弁で結構かと思えますよ。さっきの公営企業法もそういう意味でやられていると思うんですよ。

今回は不祥事ですよ、言ってみれば違法に当たる部分をちゃんともうその件が決着して、その後の監査をしてもらっているわけですから、そのときにも何もですよ、過年度にこういうことが起きていますちゅうことも言わずに済ませていくと、例えば違法とか不正じゃないけれども、そういうものに対する監査委員会の見解は、出しようがないですよ。出されない。そういうことになっていくんじゃないですか。

だから審査意見書にも、今度の議会で病院補正1号でやったことの関係の記述っていうか、監査委員の見解は何も出ていないですよ。

○副市長（本田親行） 病院事業会計で9月補正でお願いしてあります件につきましては、労働基準監督署の指導により、これまで市立病院で慣例として行われてきた業務終了後の会議が労働に当たると、遡って時間外を支給すべきであるという指導がございました。

そこには法的拘束力もないわけですけども、そこを極端に言えば支払うか支払わないか、どこまで支払うかということも、任意であったわけですけども、時効成立まで支払うということで、調査をして今回その数字が固まったので補正予算をお願いしたところですよ。その予算自体が今お願いしてありますので、執行も5年度内にこれから行うわけです。

決算の監査は来年度行われることになりますが、9番委員がおっしゃるのは、4年度の分の時間外もあったんじゃないかということですけども、確かに4年度分についても82万6,000円というのはございますが、それは調査して結果的に4年度分の82万6,000円がございましたので、その支出を5年度に行いますので、監査については来年度監査していただくという形になるかと思えます。

○委員長（立石幸徳） いや副市長、もう最後にしますけど、流れとしては副市長が言われても、それはそれで別に私は間違いはないと思えますよ。

ただ何度も9番委員も言われたように、4月27日にですよ、これは日程的な順を追って言っているんですよ。そういうものがもう判明ちゅうか確定した。

そして2か月たってですよ、6月27日から7月5日まで監査をしているわけです、病院関係

を。

そのときにも全然病院事務局のほうから、監査委員会のほうに、過年度の残業手当について、こういうものが発生していますっていう口頭であれ文書であれ何もお伝えしていないのはおかしいですよ。

現に病院会計も4年度だろうが5年度だろうが、監査をするその時点にはもう判明しているわけですから、それがどの年度の決算書に出てくるかは別にして、そんなものを監査は来年の監査に回すから、何も言わなくて済むという、そんなのんべんだらりとした監査であっていいもんですか。

病院事務局からですよ、監査委員会にこういったことが起きていますっていうことを、この6月27日から7月5日の間に何らかの報告なり伝えておくべき話じゃないんですかね。

○副市長（本田親行） その時点で4年度分に幾らの未払いに該当するものがあつたとか、幾らあつたかというのは確定していなかったんでしょうけど、6月27日から7月5日の以内に監査を受けていたのであれば、そういう状況があつたということも、監査に対しては道義的には伝えてよかったのではないかと考えます。

○委員長（立石幸徳） 道義的な問題だけで、私は終わらないと思いますよ。副市長が言われるように、道義的とかより、これは厳然たる監査ですからね。それは監査委員会がどう受け取るかは別にしましてもですよ、そういう物事を監査委員会にも言わずに議案だけは出てきているわけですよ。

だから、その辺のものをきちっと整理していただかないと、監査という役割を我々はどう捉えればいいのか分からなくなってくる。

○副市長（本田親行） 監査には支出と帳票と照らし合わせて監査をしていただくわけですので、その時点で支出もなければ帳票もないものを監査していただくということにはならないと思いますので、そういう状況があつたということは、お知らせしてもよかったのかなと思います。今回補正予算をお願いして、来年執行しますので、そのときに4年度に限らず3年度遡って支出するわけですので、御意見とか監査をいただければと思います。

○委員長（立石幸徳） それでよかったかなじゃなくて、議会としては、そういうことはきちっとしていただきたいということで申し上げているんですよ。ただ伝えてもいいんじゃないかなあという道義的な問題じゃないですよ。

○9番（禰占通男） 私が補正を賛成したのは、もらうべき人が早くもらえるようになって気持ちだけですよ。補正を承認したのは。

それと、今ここにも出ていないけど、あなた方の中には知っている方がいると思う、この中に何かおかしいねっていうのは、時間外の不払いによる不利益を受けた方には、付加金はつきまますよ、付加金を付けて払わないといけない。

それは時効があるんですよ2年間って、知り得たときから2年間ですよ。

そしたら早く払ってやらないと、後から聞いたってもう本当に嘆くだけですがね。その付加金は、残業代と同じ額ってなっていますよ、基準法には。どうするんですか、また補正を組むんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 補正1号でお願いした3年間の時間外の相当額の支給につきましては、事業者が自主的に行う、結局、労働者からの請求という形じゃなくて、事業者から自主的に支給するというので、付加金とか、そういったものは加算していないところです。

○9番（禰占通男） 時効があるっていうじゃないですか、知り得たときから2年間って。あなた方は監督署から指摘を受けて、遡るのもただ3年って区切ってきたけど、本来は延々と市立病院が続いている間ずっと払ってきていなかったんじゃないんですか。

たまたま相談した方が、ほかの企業で働いてって、前まではもらっていたけど、ここはもらえ

ないのかなっていう、そういう考えだったのか、ある詳しい人から時間外なのにお金もらえないのっていう、やっぱり2通り考えられますよ。

そしたら時効をかかえるものを早く進めないと、不利益がまた輪をかけて大きくなりますがね。それで最初の時からこれ違約金はないのか調べたらそうなっていますよ。

○市立病院事務長（平塚孝三） 繰り返しの答弁になると思いますけれども、今回の不払いについては、事業者の判断で行ってくださいということで、監督署からも説明がありました。

その期間についても、1年、6か月、1年半。参考までにとということで、請求権の時効というのが労働基準法に定められておりますけれども、現行の規定では、それが3年間ということでしたので、3年間自主的にその相当額を一時金として支給すると決定したところです。

○9番（禰占通男） 私が言うのは、一時金と払う分に同額の付加金がかかりますよと基準法に載っているじゃないですか。労働基準法の第114条ですよ、付加金の同一額支払いと載っていますよ。

○市立病院事務長（平塚孝三） 何度も同じ答弁なりますけれども、自主的に事業者が支給するというので、請求があって労使者間の協議があって、労働者から請求された場合に付加金を加算するというものだと認識しておりますので、今回の時間外の相当額の支給については、何度も答弁しておりますけれども、自主的に事業者がその相当分を一時金として支払うことを決定して、補正1号に必要額をお願いしたところです。

○委員長（立石幸徳） これ大事な部分だと思っていますので、議会としては、さっき公営企業法を言われましたけど、自治法上は、住民は直接、監査請求もできるんですよ、法律上。

万が一この件で、万が一って言ったらかわいいですけれども、市民から、この残業手当について住民監査請求でも起きたら、監査委員会、あるいはそういう事務が取り扱われたかというのは議会も問われるんですよ、議会はその件でどうしたかと。

今聞きたいのは、病院事務長が監査委員会に報告したのかということ報告していないということを確認をしましたけど、監査委員会としては、これだけの大変大きな問題だと思っているんですけども、監査委員会から、病院の今度の残業手当について少し聞き取りをしたいと、事情をちゃんと説明しろとそういったことはなかったんですか。

○監査委員事務局長（橋口和洋） 今言われるのは、残業代の未払い分について、監査委員事務局から病院に対して説明を求めたかということでしょうか。

○委員長（立石幸徳） もう一回お尋ねします。

今度の病院の補正1号が上がって、議会でも若干論議をして、予算委員会も終わったんですけども、監査委員会として、詳細に病院の特別損失について、てんまつを説明していただきたいと、監査委員会から病院事務局には申入れはなかったんですか。

○監査委員事務局長（橋口和洋） 事務局からそういう請求はしておりません。

○委員長（立石幸徳） だから、さっき私が言った、今の時点でも、来年の令和5年度の決算には未払金あるいは特別損失で上がってきますと病院側は言いますがね、監査が次やるまでの間に住民監査請求でも起きたら、監査委員会は何もしていないっちゃうことを住民には言わんといかんですよ。

そして、請求が上がって初めてそれで監査を始めましたということにつながっていくんじゃないですか。だからその辺のところをきちっと整理していただきたいわけですよ。

副市長がさっき言ったように、伝えたほうがよかったかもしれないという道義的な問題じゃないですよ、これは私はもう伝えなきゃならない出来事だと思っていますよ。

○9番（禰占通男） 先ほど事務長がおっしゃられました、一応時効がある。確かに受け取る側が2年以内に支払いを求めなければ、これは無効になりますよ、付加金っちゃうのは。

そしたら良識ある企業であれば、未払金を払うときに、こういう請求権もあるけど、どうする

ち普通はそうですよ、大体がもみ消すほうが多いけど。

それだったらまたあれじゃないですか、補正を組んだり、しまいには労働基準監督署に付加金ももらえなかったってなったら、それこそ指導どころじゃないですよ。営業停止なんか受けたらどうするんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 何度も同じ答弁の繰り返しになりますけれども、事業者が自主的に行うものということで、未払い相当額を一時金として支払うことと決定したところです。

○9番（禰占通男） 委員長も言いますけど、結局、私が最初冒頭に未払金について聞きましたよ。監査にはいつ事件を知ったのかって、そういうことを告げたのかって言ったら、その未払金は5年度分どうのこうのって言い出しましたけど、やっぱり時系列から言って、監督署が入ってそこで指導されて、それと監査に送った日の（聴取不能）ですがね。

事務的には3月31日に締めて、それはもう4年度分ですっちゃうのは当たり前ですよ。

あなた方の先輩にも聞きましたよ。聞きましたというか、たまたま会ったもんだから、今こういう問題がありますよと、新聞に載っていましたねと。そしたらそれは補正で組めばいいことですよと。だけど私がそのとき付加金があるんですよねって言ったら、そうだよって、そうですよ。

○委員長（立石幸徳） 委員長として今の付加金の件で、これも整理していただきたいんですが、遡及支払い、市が滞納している場合に、逆に今度は加算をして市民からは、その期限の分も請求をするんですよ。

取るときには加算をして取るのに、払うときには支払いは、今9番委員も言っているように、付加金あるいは加算はしないと、その辺を住民から突かれたら、もう回答もできないじゃないですか。

だからその辺のことも含めて、なぜこれは支払うときには、住民はみんな滞納についてはつけた額まで払うけど、もらうときには何もついてこないと、そういう話にも広がっていきますのでね。私はどっかでちゃんとした監査がなされるべきだと思いますよ。4年度に払っていないから、5年度の監査に回りますよっていうそういう悠長な話じゃないですがね。

副市長、その辺を全部整理した上で、はっきり言って反省すべきところは反省していただいて、そしてちゃんと議会に答弁をいただくように暫時休憩したいと思いますですが、よろしいですか。

○9番（禰占通男） 休憩に入る前にもう一点。さっきから言うように時効なんだけど、その関係者に、こうして払いますからということを手続すれば時効は停止しますよね。その手続だけは早く取ってもらいたい。2年度、3年度の時効がもたもたしている間に、何人ももらえなくなるじゃないですか。その手続だけは早くしてもらいたいです。

○市立病院事務長（平塚孝三） 自主的に支給する時間外手当は計算するとき、賃金の請求権の時効を考慮して、2年、3年、4年、この3か年分を支給しましょうということで決定しましたので、予算を可決して支給するときには3年経過している時間外がありますけれども、賃金の請求権の時効ですので、請求されて支払うものではありませんので、そこには影響しないものと考えております。

○9番（禰占通男） 付加金は、払ってくださいって言われてから払うんですよ。

今まで事務長が言うのは、残業代として払う分でしょ。

それについて、それをもらう人は付加金が足りないけどと言って請求するものですがね。ひっくるめて払ってくれれば一番いいんですけど。

○市立病院事務長（平塚孝三） 何度も同じ答弁になりますけれども、今回の遡及支給については、自主的に行うということで、労働基準監督署からも法的な強制力はないということで、その相当額を一時金として支給することと決定しましたので、法で定める付加金相当額については、加算はしていないところです。

○委員長（立石幸徳） 先ほど私がお願いしました、今回の件で、病院当局もですし、本市全体としてこの件をどうまとめて整理をされているのか、その辺の見解をきちっと出してくださいませんか。

そうでないと、新聞報道もされて、市民もとより他市からも相当この件は、いろんな意味で見られているっちゅうのは私は感じていますのでね。

暫時休憩しますのでよろしいですか。

休憩中にその辺の当局サイドの見解を出すようにお願いします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時21分 再開

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

○8番（眞茅弘美） 先ほどから出ております賃金の未払いの件なんですけども、補正予算でも、今後は会議等は時間内に終わらせるようにしていきたいということだったんですけども、もし時間が過ぎた場合、今後はどのような対処をされるんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 時間内で終わった分については、当然、時間外手当はつきませんけれども、時間外に会議するものについては、時間外申請していただいて、時間外手当を支給するよう、今、行っております。

○8番（眞茅弘美） 今回、公的機関でもあります市立病院でこのような結果となりまして、労働基準監督署からも指導を受けて、協議されて、令和5年度内に過去3年間遡及して支払いをするってことでございますので、今後は重々気をつけていただけたらと思っております。

それからもう一点、16ページの退職給付費は何名の方に支払われたんでしょうか。

○市立病院事務長（平塚孝三） この退職給付費の1,511万9,469円につきましては、横に書いてありますけれども、引当金計上額ということで、35名分1,485万円引当金として積み立てしております。実支給額につきましては、26万9,469円、2人分の退職給付費になります。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——大体、ほかに意見、質疑出ないようですけど、私からもう一点、具体的に。

今回は時間外手当、残業手当で新聞報道にもなったようなことだったんですけど、前にも言ったように消費税のことも新聞報道になったんですね。

私が不思議なのは、病院事務局には本庁との人事交流ということで、本庁職員がいろんな形で病院に出向というか、人事異動で行ったり来たりするわけですね。

本庁も当然会議とかいろんな形での時間外のそういった会合は持たれて、本庁のほうは確認ですけど、こういった時間外、残業手当で基準局から指摘されるような状況にはなっていないわけでしょう。

○副市長（本田親行） 今回、勤務時間外に市立病院が開催した会議等に時間外手当が支給されなかったということで、また新聞報道もなされて、職員にも迷惑をかけたことについては、大変遺憾で、重く受け止めているところでございます。

現状で申しますと、例えば5時以降の外郭団体も含めて、例えば港まつり実行委員会でありますとか、通り会の会でありますとか、そういった会議にはかねてから時間外命令を行って参加するよう指導しております。そこの実態はなされております。

また、先週、課長会等におきましても、こういったことがないようにと、きちんとした対応、時間外申請など行っていただきたい。病院は、今回こういうことが生じたことについては交代制勤務ということも要因の一つとなっておりますけども、市長部局等においても、適正な勤務処理をしていただきたいということを私申しております。またそういう実態はないということも確認している状況にございます。

○委員長(立石幸徳) 私が何度も言うように不思議でならんのは、本庁でいろいろとそういう時間外にしろいろんな事務処理を経験された方が病院事務局に行かれて、時間外の対応、事務処理、そういうものがきちとなされないうちゅうことは、どこかにかこれは再発防止という意味ですよ、市全体の組織が、その辺でやるべきことがなされていないんじゃないかちゅう気がしてならんのですよ。

極端に言うと、消費税を納めないってこれは全く事務の基本的なもんだろうし、時間外もどうであろうと、勤務時間を超えた手当は、本庁でそれなりの経験を職員の皆さんは一応、積んでいるだろうと。それがなぜおかしい結果が出てくるのかと、その辺についてはどう考えておられるんですかね。

○市立病院事務長(平塚孝三) これまで時間外の会議を、時間外勤務として取り扱ってなかったってことにつきましては、悪しき慣習だったと。そして、労務管理が不適切であったと認識しております。

今回のこの指導を受けまして、補正予算のときも申したとおり、会議等については時間内に終了できるように会議時間を変更して、時間外に会議する者については、時間外申請をして、時間外手当を支給するよう改善しているところです。

今回の事態を重く受け止めまして、職員の日々の勤務状況、予算のときも申しましたとおり、病院の組織については、早出であったり、遅出であったり、夜勤であったり、非番であったりということでそれぞれ職員のローテーションが様々でありまして、勤務状況を適正に把握するとともに、職場の環境の改善とか、労務管理の徹底に努めていきたいと思っております。

先ほど委員長から質問があった事項についてお答えしたいと思います。

監査委員への報告が実際、審査期間中でありながら、報告をしていなかったことも事実です。今後、監査委員会のほうに速やかに経緯であるとか、積算とかの説明と報告をしていきます。

それと、先ほどの9番委員からの付加金の支払いの関係でありますけれども、労働基準法の第114条に規定してありますけれども、これは訴訟があった場合の事例の規定でありまして、裁判所は労働者の請求により、支払わなければならない金額についての未払金のほか、付加金の支払いを命ずることができるということで、例えば訴訟があって、裁判所の判決によって支払いを命ずることができるという事例でございまして、何度も同じ答弁になりますけれども、今回の時間外の遡及支給については、事業者の自主的な判断で一時金として支給するものということで、付加金相当額は加算していないところです。

○10番(平田るり子) 分かりました。この付加金を整理して、支払いをするかどうかを聞いたんですけど、そのつもりはないということで、住民監査請求が心配かなとは思いますが、源泉徴収とか今からいろんなことが関わってきますので、ぜひしっかりよろしくお願いいたします。

○12番(吉嶺周作) この付加金は、6名から後から請求があった場合は支払っていくんでしょうか。

○市立病院事務長(平塚孝三) 労働基準法の第114条については、裁判所の支払い命令ということで、訴訟がない限りはこの付加金の支払いは生じないと考えております。

○12番(吉嶺周作) 訴訟になった場合は、支払うということなんですか。

○市立病院事務長(平塚孝三) 訴訟があって、その判決で命じられたら、命じることができるという規定ですので、支払いの命令があったときには、相当額を支給する事例も出てくる可能性あるとは思いますが。

○12番(吉嶺周作) 自主的に支払う金額となっておりますが、結局、4月に労働基準監督署に入られた理由といたしましては、この6名の方々からの労働基準監督署への突っ込みがあったから訪問したんじゃないんですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三） 労働基準監督官から話があった分については、会議等について、時間外勤務手当がなされていないものがあるという相談を受けたことで、この立入調査に入ったんですよという説明を受けました。

相談された方については、在職の方であるのか、退職された方であるのかということは、こちらのほうも把握できてないところです。

○12番（吉嶺周作） 実際は、法的には3年間を遡り支払いをするということなんですけれど、実際はもう何年ぐらい前からこういった残業代の未払いというか、そういうのは発生しているんですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほど答弁したとおり、これまで悪しき慣習だったと認識しておりますので、相当前なのか、そういう状態であったのかなと思っております。

○委員長（立石幸徳） 時間外勤務手当について、もうそれこそ過年度、10数年前、大変な時間外が本市で支払われている事実があった、本給の倍以上のですね。

つまり、私がこんな昔の話を持ち出すのは、先ほどから言っているように、枕崎市が誕生して七十数年、80年近くですよ。その間、市役所の業務、この時間外勤務手当という全く基本的な事務処理で、そして今さらっていうものについて、基本なおかしなことが発生している。これはこれからこれからって話じゃないわけですよ、実際。その都度その都度、こうしたら、ああしたらという問題でもないと思いますね。どっか基本の部分が欠けているんじゃないかと、そういう思いがしてならんのですよね。

それで最後に、休憩前に全体的なことに取りまとめてほしいということをお願いしましたので、副市長のほうから、今度の件を踏まえて、病院事務局に限らず、本市全体としての見解を出していただきたいと思うんですけどね。

○副市長（本田親行） 繰り返しになりますけれども、今回、市立病院において、労働基準監督署の指導があって、新聞報道となり、また職員の方にも御迷惑をかけたことについては、大変重大に受け止めております。病院に限らず、市全体においてこのような事態の再発がないよう、また市全体で取り組んでまいりたいと思います。

○9番（禰占通男） 支払いを受けた方々の源泉徴収はどうなるんですか。3年前まで遡って払わないといけないうちゅうことですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 今回の3年間分のその差額の支給については、一時金払いとして支給するというようにしておりますので、今年度の賞与扱いとして、12月期に支給しまして、源泉徴収して、3か年分ですけれども、今年度の収入扱いとして処理する予定であります。

○9番（禰占通男） その方は今も継続されているんですか。その支払い対象の方は、今年度も、現在、院内で働いているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 補正予算のときにも御説明しましたがけれども、退職者が6名含まれております。全体で53名、そのうち6名が退職者ということで、この退職者6名につきましても、この事情を説明いたしまして、電話連絡をして説明は終えているところです。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第5号中令和4年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、認定事項第5号中令和4年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第5号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長(立石幸徳) 異議もありませんので、認定事項第5号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時43分 再開

△認定事項第6号 令和4年度枕崎市水道事業決算

○委員長(立石幸徳) 再開をいたします。

次に、認定事項第6号令和4年度枕崎市水道事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長(上園秀人) 認定事項第6号令和4年度枕崎市水道事業決算について、主な点のみ御説明いたします。

決算書の7ページ、水道事業報告書をお開きください。

まず初めに、業務量について説明いたします。

令和4年度末における給水戸数は1万0,115戸、給水人口は1万6,844人となり、前年度に比べ給水戸数では96戸、率にしまして0.9%の減、給水人口では262人、率にしまして1.5%の減となりました。

また、年間配水量は260万1,731立方メートル、有収水量は236万1,382立方メートルとなり、前年度に比べ年間配水量では4万4,729立方メートル、率にしまして1.7%の減、有収水量では6万0,319立方メートル、率にしまして2.5%の減となりました。

有収率は90.8%となり、前年度を0.7ポイント下回りました。

今後、更に漏水防止対策等の強化を図り、有収率の向上に努めてまいります。

建設改良工事では、建設改良費の決算額が1億6,711万5,990円となり、主な事業内容は、令和2年度から実施していた片平山配水池更新事業の外構工事及び法面植栽工事並びに平田潟3号線他4線配水管改良工事などの老朽管更新事業など16路線、1,073メートルを施工いたしました。

また、白沢配水池3号加圧ポンプ設備増設工事などの施設設備の更新10事業を実施し施設の整備、改修を計画的に進めるとともに、枕崎・別府系多系統化事業では、岩戸配水池増設工事を施工し、安全で良質な水の安定供給に努めました。

次に、経理状況について御説明します。

収益的収入及び支出では、税抜きでの総収益4億0,060万9,489円に對しまして総費用3億5,823万8,592円で、差引き4,237万0,897円の純利益となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金4,210万2,511円、その他未処分利益剰余金変動額7,800万円を加えると、令和4年度末における未処分利益剰余金は1億6,247万3,408円となります。

資本的収入及び支出では、収入額7,673万3,000円に對しまして支出額3億1,792万8,648円となり、差引きで2億4,119万5,648円の不足が生じたことから、この不足額を過年度分損益勘定留保資金54万0,408円、当年度分損益勘定留保資金1億4,824万8,532円、減債積立金600万円、建設改良積立金7,200万円、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,440万6,708円で補填いたしました。

引き続き、4ページをお開きください。

令和4年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の枕崎市水道事業剰余金計算書の右から3列目の中ほどに書いてあります前年度の繰越利益剰余金として4,210万2,511円、減債積立金の取崩しとして600万円、建設改良積立金の取崩しとして7,200万円、当年度純利益として4,237万0,897円の合計額1億6,247万3,408円が、未処分利益剰余金となりました。

この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書(案)に記載のとおり、使用済みの減債積立金及び建設改良積立金7,800万円を資本金へ組み入れ、利益剰余金のうち5,000万円を建設改良積立金に処分しようとするものです。

以上、主なもののみ説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料は、水道事業収支計画表、収益的収支計画表、資本的収支計画表及び県内19市の決算業務量一覧表ですので、お目通し方お願いいたします。

○委員長(立石幸徳) ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○8番(眞茅弘美) 水道管の耐用年数が通常は40年ぐらいなんですかね。本市の場合、長く使っているところもあると思うんですけども、喫緊で取り替えないといけないところってどのくらいあるのでしょうか。

○水道課長(上園秀人) 現在、先ほども事業の中で説明をいたしましたけれども、老朽管更新事業ということで、昭和57年以前に布設された硬質塩化ビニール管を地震や衝撃に強いH I V P管に布設替えをしているところでございます。平成23年度から事業を実施しておりますけれども、現在、1万8,161.8メートルが完了いたしております。令和4年度末の残延長は3万7,556メートルで、全管路延長の27万5,123メートルのうち13.7%が老朽管として認定しているところです。耐用年数につきましては、法定耐用年数40年ですけれども、V P管等については、経年管ということで1.5倍の60年ぐらいは持てるのではないかという認識でおります。また、ダクタイル鑄鉄管とか近年の管については法定耐用年数で100年は持てるんだというメーカー等の見解もあるようでございます。

○11番(橋口洋一) 水道会計については、目立った補助金等もなく、非常にいい状態にあるのではないかと考えております。現時点では、いただきました水道事業の提出資料を見ますと、今は収支良好ですけれども、損益で見ますと、収益的支出、令和9年からはもうマイナスになるような試算も出ているところです。

まず、今話がありました、老朽管等々について更新も控えているということで、水道料金の値上げ的なところは今後どう考えているところでしょうか。

○水道課長(上園秀人) 収益的収支に関わる損益額は、令和8年度までは利益を計上している一方、資本的収支では施設更新などの事業費によりまして資金残高が減少をしていくところでございます。

水道事業としましては、これまで議会等で説明しておりますけれども、資産の維持費として1億5,000万円と突発的な事故等に対応するための資本的支出に関わる資金として2億円の計3億5,000万円を最低資金と考えているところです。

そのため、料金改定の時期は、資金収支の下から2行目の資金残高が3億5,000万円を割り込む令和7年が3億5,000万円を下回るわけですけれども、そのあたりで検討を始めますけれども、損益のところでは収益的収支の損益の1-2のところでありまして当初予算の計上といたしますと、経費の節減を図りながら4,000万円、5,000万円の損益プラスを出しているところでござ

います。

そういった中で、経費の削減を図りながらできるだけ現在先送りをしているところですが、令和9年度あたりが料金改定のおおよその目安ということになるかと考えているところです。

○11番（橋口洋一） その際、先の話になるのかもしれないですけども、どの程度、今の料金から上げるべきであると、今のところ考えてますでしょうか。

○水道課長（上園秀人） 令和元年に経営戦略を策定しておりますけれども、その際、令和5年に20%の料金改定が必要じゃないかと試算をしているところがございますので、20%を軸に検討がなされるものだと考えているところです。

○12番（吉嶺周作） 20%と言いましたが、供給単価で言いますと1立米当たり162.1円。県内平均より高く、県内では4番目に高くなるんですけど、こういった部分で20%を上げていくんですかね。基本料金だったり、供給単価だったり、こういった部分の値上げになるんですかね。

○水道課長（上園秀人） その時点で検討は行うものですが、基本料金等については固定費でございますので、その際の固定費を試算いたしまして基本料金部分と従量料金について改定が必要になっていくんだろうと、不足分についてはですね。改定していくということになるかと思えます。

○12番（吉嶺周作） 供給単価は、変わらないんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 料金を上げるということになれば当然、供給単価は上がるということになります。

○12番（吉嶺周作） そうすると西之表市や奄美市など、離島はもともと高いわけですが、ほかでいえば鹿児島市か枕崎市が供給単価が一番高くなるということではないんですかね。

○水道課長（上園秀人） 供給単価は料金を有収水量で割ったものでございますので、一概にそこで順位が変動していくとか、そういったものには当たらないのではないかとということになります。

○水道課参事（今給黎仁） 基本的に料金改定ということであれば供給単価と給水原価ですよ。この給水原価は当然供給単価より上がってしまうことでは赤字になっていくわけですから、そこが改定の目安になると考えております。

○9番（禰占通男） 今、熊本、そして全国あちこちで問題になっているヒ素の含有。そういうことで、水質検査のときヒ素は対象になっているんですか。

○水道課長（上園秀人） 水質検査につきましては、毎日行う検査、残留塩素であるとか、濁りであるとか、においであるとか、それと月に1回行う10項目の検査と、あと3か月に1回、51項目の検査をすることになっております。その中にヒ素及びその他の化合物ということで、その中に入っているところでございます。

○9番（禰占通男） 熊本は井戸水を使っていてそれが問題になって、ほかのところは大きな工場があったり、それでヒ素じゃないかということを言われているんですけど、枕崎を見た場合、大きな工場もないし、井戸水っていうか河川の水がほとんどだし、供給にあまりそう影響のあるものはないですよ。

○水道課長（上園秀人） 本市の水源の枕崎系は約50%が金山浄水場、約50%を深浦水源地となっているところでございます。別府系では別府白沢の水源地がございますけれども、ここが主要な水源ということになっております、そこが湧き水。その他の井戸があと9か所程度ありますけれども、それは深井戸ということで水を使っております。

本市において課題になっておりますのは、以前、平成の初め頃に白沢の水源地が硝酸態窒素で悪くなりまして、そこには硝酸態窒素の除去装置を設けて、現在それを稼働させて水質基準をクリアしているところでございます。そういった排出されるような工場はありませんので、特段問題

はないと考えているところです。

○9番(禰占通男) 別府の工事もう完了したわけでしょ。まだ進んで今からも続くんですか、どうなんでしょうか。最終的に供給範囲はどこまでになるんですか。

○水道課長(上園秀人) 別府多系統化事業につきましては、平成30年度から事業を行っているところでございます。これにつきましては、先ほど言いました白沢水源池が湧水であることから、大雨や地震等に水源が使えなくなる場合がございます。そのために水道ビジョンで枕崎方向から1日250トンで水を送る計画をいたしまして、順次、配管から工事を行ってまいりました。

この工事につきましては、令和4年度の岩戸配水池増設工事で完了しまして、現在、2月から日量250トン前後で別府系統に送水し、以前より安定した水源ということで運用しているところでございます。大雨や近年の地震等で、以前はよかった水源も、水脈が大雨のときに濁る傾向がございます。濁りの水質基準では2という数字なんですけれども、そこをクリアできない大雨が降った場合が停止せざるを得ないということで事業を決定して、別府方向に水を送ったものでございます。

○9番(禰占通男) 白沢の全域と上の俵積田、あそこら辺まで入るんですか。

○水道課長(上園秀人) 現在、片平山の水を岩戸のポンプ場、配水池を経由して、白沢の第2水源池に持って行っております。そこから白沢配水池に送っております。白沢配水池からは俵積田の配水池に送っております。俵積田の配水池からは板敷の配水池に送っております。ですので、別府系の給水区域全域に枕崎の水が回っているということになります。

○9番(禰占通男) 板敷から海岸べた俵積田もひっくるめて、もううちの給水人口に入ったってことですか。もともとの白沢配水池もそうだけど、この配水人口に入っていないところがあったんですか、どうなんですか。

○水道課長(上園秀人) 別府系の板敷配水区は平成11年、12年頃に入れたものですがけれども入っております。もともと入っていたということでございます。

○9番(禰占通男) はい、分かりました。

○10番(平田るり子) 枕崎の水道料金はほかの市よりも高いようなんですけれども、人口は今から減っていきます。今の水道料金は、年数で言ったらどれぐらいまで維持できますか。何年ぐらいでまた値上げをしないといけないかっていう推定とかありますか。

○水道課長(上園秀人) 先ほど料金改定の目安の時期について、令和9年ということでぐらいまでは持てるのではないかと。令和9年ぐらいが改定の時期ではなかろうかと推測されるということで答弁しているところです。

○委員長(立石幸徳) ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第6号中令和4年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長(立石幸徳) 異議もありませんので、認定事項第6号中令和4年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第6号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長(立石幸徳) 異議もありませんので、認定事項第6号は、認定すべきものと決定いた

しました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後 3 時 11 分 休憩

午後 3 時 22 分 再開

△認定事項第 7 号 令和 4 年度枕崎市公共下水道事業決算

○委員長(立石幸徳) 再開いたします。

次に、認定事項第 7 号令和 4 年度枕崎市公共下水道事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事(今給黎仁) 認定事項第 7 号令和 4 年度枕崎市公共下水道事業決算について、主な点のみ御説明いたします。

決算書の 7 ページ、公共下水道事業報告書をお開きください。

まず初めに、業務量について説明いたします。

令和 4 年度末における水洗化戸数は 5,877 戸、水洗化人口は 1 万 1,172 人となり、前年度に比べ水洗化戸数では 22 戸、率にしまして 0.4% の増、水洗化人口では 81 人、率にしまして 0.7% の減となりました。

また、年間汚水流入水量は 159 万 6,330 立方メートル、有収水量は 141 万 8,058 立方メートルとなり、前年度に比べ年間汚水流入水量では 2 万 3,096 立方メートル、率にしまして 1.4% の減、有収水量では 1 万 3,490 立方メートル、率にしまして 0.9% の減となりました。

有収率は 88.8% となり、前年度を 0.4 ポイント上回りました。

建設改良工事は、処理場は、令和 2 年度からの繰越事業である汚泥脱水・濃縮設備の改築更新事業の詳細設計が完了し、令和 3 年度からの繰越事業である汚泥濃縮施設改築工事や処理場汚泥処理最適化の詳細設計は令和 5 年度へ事故繰越となりました。

あわせて令和 4 年度実施の汚泥濃縮施設改築工事や汚泥脱臭施設改築工事は建設改良費繰越となりました。

管渠においては、管渠更生工事 1 か所及びマンホール更生工事 7 か所を実施したほか、マンホール蓋の更新工事を 14 か所、取付管設置工事を 5 か所行い、健全で持続可能な下水道施設づくりに努めました。

次に、経理状況について御説明します。

収益的収入及び支出では、税抜きでの総収益 7 億 3,885 万 9,719 円に對しまして総費用 6 億 7,867 万 3,147 円で、差引き 6,018 万 6,572 円の純利益となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金 83 万 8,691 円、その他未処分利益剰余金変動額 6,178 万 8,465 円を加えると、令和 4 年度末における未処分利益剰余金は 1 億 2,281 万 3,728 円となります。

資本的収入及び支出では、収入額 7,361 万 7,160 円に對しまして、支出額は 3 億 5,194 万 6,837 円となり、差引きで 2 億 7,832 万 9,677 円の不足が生じたことから、この不足額を前年度企業債借入金 370 万円、過年度分損益勘定留保資金 529 万 4,652 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 7,617 万 4,244 円、繰越利益剰余金処分額 83 万 8,000 円、当年度利益剰余金処分額 2,735 万 7,000 円、減債積立金 6,178 万 8,465 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 317 万 7,316 円で補填いたしました。

引き続き、4 ページをお開きください。

令和 4 年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の枕崎市公共下水道事業剰余金計算書の右から 3 列目の中ほどに書いてあります、前年度の繰越利益剰余金として、83 万 8,691 円、減債積立金の取崩し

として6,178万8,465円、当年度純利益として6,018万6,572円の合計額1億2,281万3,728円が未処分利益剰余金となりました。

この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、使用済の減債積立金6,178万8,465円を資本金へ組み入れ、利益剰余金のうち6,019万5,000円を減債積立金に処分しようとするものです。

以上、主なもののみ説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料は、公共下水道事業収支計画表、収益的収支計画表及び資本的収支計画表ですので、お目通し方お願いします。

○委員長（立石幸徳） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） 7ページです。管渠におけるストックマネジメント計画、これについて少し教えてください。

○水道課参事（今給黎仁） これは下水道事業の今後の長寿命化、その辺を含めまして、令和2年度にストックマネジメント計画を策定しておりまして、それを随時、10年間の期限の区域内でやっているところでございます。

そして、令和3年度からにつきましては、汚泥濃縮設備、それから汚泥脱臭設備等について、一応始めているところでございますけど、先ほどこちらで説明したとおりに、今繰越して進んでないところであります。これにつきましては、年次ごとに老朽化対策ということで、どんどん進めていくという計画であります。

○水道課長（上園秀人） スtockマネジメントの定義でございますけれども、下水道事業におけるストックマネジメントは、目標とする明確なサービス水準を定めて、下水道施設全体を対象に、その状態を点検、調査等によって客観的に把握、評価を行いまして、長期的な施設の状態を予測しながら、修繕、改築を一体的に捉えて、下水道施設を計画的かつ効率的に管理をするというものでございます。

○10番（平田るり子） 結局、これは補助金の対象になるということですかね、この計画を進めていけば。どれぐらいの補助額になりますか。

○水道課長（上園秀人） 補助率につきましては、処理場の水処理までが50%、汚泥処理のところは55%の補助率となっているようでございます。

○水道課参事（今給黎仁） スtockマネジメント計画につきましては、令和2年度の下水道事業経営戦略の中で、これは税抜きの価格になるんですけど、31億6,000万円程度の計画になっておりますけど、今、水道課長が答弁したとおりに、処理場におけるものについてはおおよそ55%の補助率、それから管渠等につきましては、50%程度の補助がある事業であります。

○委員長（立石幸徳） 令和2年度に作成したストックマネジメント、汚泥濃縮、汚泥脱臭、この辺がずっと遅れてずれ込んでいるというんですが、令和2年度のストックマネジメントの31億円ぐらいの計画、今どれぐらい完了しているんですか、4年度の時点で。

○水道課参事（今給黎仁） スtockマネジメント計画につきましては、処理場に関わる事業、これについては令和2年度に策定しました。詳細計画については完了したところでございますけど、実際、工事等については、委員長の言われますとおり、繰越しがなされている関係がありまして、まだそこは進んでないところでございます。

一方、管渠のほうにつきましては、4年度から実施がされております。

その中で、決算書の9ページに当たりますけど、公共下水道管渠更生工事913万円、それから

下のマンホール工事のところの公共下水道マンホール更生工事2,288万円、そして最後のところにマンホール等更新工事（その3）というのがありますけど、これの283万3,000円が管渠におけるこのストックマネジメントの事業になっております。

○委員長（立石幸徳） 私が聞きたいのは、令和2年度に策定した計画、ストックマネジメントの。これが令和3年度からずっと後年度、一番遅いので令和12年度、10か年の計画ですよ。31億円ぐらいというんですけど、現時点で、金額として幾ら完了しているんですか、さっき補助金の関係も出ましたけど。

○水道課参事（今給黎仁） 処理場に関わるものについては、先ほど御説明したとおり、処理場の濃縮、脱臭、脱水に対する詳細設計が2,330万円、これだけが今、処理場ではストックマネジメント計画としてされているところでございます。

それから管渠のほうにつきましては、先ほど説明いたしました管渠更生工事と、マンホール工事の金額3,484万3,000円、これが今ストックマネジメント計画として出されたところでございます。

○委員長（立石幸徳） 約31億円、正確には31億6,800万円ですけれども、これは管渠部分を除いた金額ですよ。要するに単独事業は、別にポンプ施設、それから管渠施設は3年度から10年度は3,600万円ぐらい出しているわけでしょう。

要は31億円部分のうち、終わったのは設計部門の3,000万円ぐらいと、こういう整理でいいんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 管渠施設においても、一部はこのストックマネジメントに入っております。（〇〇ページに訂正発言あり）

○委員長（立石幸徳） 単独事業と両方あるということな。

○水道課参事（今給黎仁） そうでございます。

○委員長（立石幸徳） 両方あるんだけど、31億円の集計は、管渠施設を除いた31億円ですよ。今、補助事業がある令和3年から令和12年度は5億9,600万円を出しているじゃないですか。私ここにストックマネジメントの計画を持ってきているから。

要は聞きたいのは、32億円ぐらいの計画を立てているのに、まだできていないのは3,000万円ぐらいの設計だけちゅうことでしょう。非常にこの計画がいかに遅れに遅れているかというのはもうはっきりするんですよ。これ令和12年度までにうまく計画がいかちゅうのはもう本当に懸念されますよ。その辺の見解、今後の進捗をどう考えているのか聞きたいと思います。

○水道課長（上園秀人） 現在、処理場のストックマネジメントにつきましては、設計部門が終わっている段階でございますけれども、令和2年から発生しました新型コロナウイルスの関係で、委託をしている事業所関係の移動制限等によって大きく設計が遅れてきているものでございます。

それに伴いまして、実際の事業も遅れているところでございますけれども、現在、一般質問でもございましたけれども、脱臭設備の改築工事、濃縮設備の改築工事を事業団と協定を締結しているところでございます。

こういった事業が約10億円弱の事業となったことから、今年度も県のほうに防災安全交付金についての要望等も昨年度、今年度分も行ったわけですけれども、現在、決まった濃縮・脱臭設備の分しか事業費として補助がつかなかったものがございます。

県としましては、ほかの自治体もあるので、2億円から3億円ぐらいの事業でやってくれんかということと言われておりまして、今後この計画がこのまま経営戦略のとおりいかと言われますと、これは大きく遅れていくという現在の見解でございます。

○委員長（立石幸徳） 計画がずれ込むと、ほかの財源手当も非常に狂っていくと思うんですね。できるだけその辺のことはきちとなされるような取組をしていただきたいと思います。

○水道課参事（今給黎仁） 先ほどストックマネジメント計画における費用につきまして、31

億6,800万円程度ということで説明したところでありますが、これは、委員長が言われますとおり、処理場にかかる費用についてがこの金額で、別途、管渠施設については5億9,630万円の費用を計画をしているところでございます。訂正をお願いいたします。

○委員長(立石幸徳) 管渠施設は別つちゅうことですね、31億円には入ってないと。

それから財政課長にまたお聞きしたいんですけど、この下水道事業が非常に歳入の面で、地方交付税、特別交付税のことはもう一般会計で聞きましたので、下水道事業の借入れ、一般会計から金を持ってくるんじゃないなくて、下水道事業自体の、例えば一時借入れ、あるいは企業債、こういったものでできるだけ一般会計に負担をさせないような取組はどの程度まで可能なんですか。

○財政課長(笹原正二) 今、委員長からありました下水道事業に対する一般会計からの負担の軽減がどういった手段があるのかということで、例えば一時借入れであるとかという表現だったと思うんですけども、一時借入れをするに当たっても、下水道事業会計としての資金が必要になってまいります。

当該年度、単年度での借入れの場合は、その年度での資金手当てが必要ですし、例えば複数年度にわたる一般会計からの貸付けという形態を取ったといたしましても、その償還の財源になりますのは、下水道事業会計による収益になってまいりますので、そこにはやはり収益を確保しなければならないということになりますので、一般会計といたしましては、貸付けをして、それが回収できればそれはいいことにはなるんですが、料金改定であるとか、あとは汚水処理にかかる経費の縮減であるとか、そういった中で収益を上げていかなければならないということになります。

現時点では、今これまで基準外の繰り出しということで補助金で予算化し、支出してきておりますけれども、料金改定がコロナ禍であるとか物価高であるとかいう現状の中で、なかなか難しかったという中で、そういった手段をせざるを得なかったということもございますけれども、一般質問でもありましたとおり、料金改定と併せて下水道事業の汚水処理の縮減に取り組んでいくということでございますので、そちらのほうの取組を進めていただいて、一般会計といたしましては、最終的には繰り出し基準に基づく繰り出し以外の補助につきましては、なくしていくという取組を行っていただきたいと考えております。

○委員長(立石幸徳) 下水道事業ははっきり言って、財政課長の答弁を端的に考えますと、借金もできないと。企業債って言っても、建設関係には企業債をできるけど、それも建設っていつてもしていますからね。そうすると、あとは料金値上げという形になっていくわけですけど。これも大幅な料金値上げもあれですけど、一般会計からの貸付けは、これはできるんですか。

○財政課長(笹原正二) 制度としては可能かと考えますが、ただ下水道事業として、のどのような計画により償還計画を立てていくのかといったことが大事になってまいりますので、下水道事業を黒字化する中で、その償還財源は生まれてくると思いますので、貸付けという形態が取れば一般会計としては、先ほど申し上げましたとおり、それに越したことはないんですけども、将来的に黒字が出るという試算をその時点で持つということですので、そういった取組が現実的にあれば、貸付けというやり方っていうのもあるのかなと思いますけれども、現時点ではなかなか難しいのかなという見解でございます。

○委員長(立石幸徳) 一般質問では水道課参事のほうで、はっきり下水道の審議会を開催するという答弁があったかと思うんですけども、これは審議会はいつ頃もたれるような予定になっているんですかね。

○水道課長(上園秀人) 一般質問等でも、市長答弁でもありましたけれども、現在、来年度の料金改定実施に向け、改定率及び実施などについて、関係団体や庁内の経営対策委員会で協議を進めているところでございます。

その結果を踏まえて、公共下水道審議会を行うわけですけども、今月27日に現状の下水道

会計の状況について審議会委員に説明をする予定でございます。第1回目は現在の経営状況について説明をするということになっております。

○委員長（立石幸徳） 見通しとして水道課長が言われたように、来年度、下水道料金改定を視野に入れているみたいですが、そうすると議会としては、3月議会ぎりぎり、来年度っていうと4月からですから、次の12月議会あたりがそういった提案がなされる見通しと議会サイドでは捉えておけばいいんですか。

○水道課長（上園秀人） 来年4月から料金改定をするとなれば、周知期間等も必要ですので、12月議会の提案になろうかということでございます。

ただ、現在、料金の改定率あるいはその配分等について、関係団体とも協議を進めておりますので、その状況によって変動はあると思いますけれども、12月を目標に進めているということでございます。

○委員長（立石幸徳） 最後はもう要望ですけど、住民の皆さんに本当に理解いただけるように、丁寧な説明をしていただいて、私は適正な料金を市民の皆さんに理解していただけるよう努力していただきたいと要望しておきます。

○9番（禰占通男） 今、汚泥の処分は怎么样了。いつも資料が出てくるんですけどないけど。

○水道課長（上園秀人） 令和4年の汚泥量につきましては、4,830.6トン出ております。税抜きの処理費用にいきますと7,063万9,686円が汚泥の処分費となっております。

また、運搬費につきましては、1,542万7,132円が運搬費となっており、あわせて、8,606万6,818円が汚泥の処分費となっております。前年比22.3%の増となっているところでございます。

これは、令和3年度が、コロナ禍等の影響により汚泥量が3,965.8トンであったことから、約900トン弱の汚泥量が増えています。その関係で22.3%、汚泥処分費は増加しているところでございます。

○9番（禰占通男） この支出のところで見るとどの項目になるんですか。16、17ページで。

○水道課参事（今給黎仁） 決算書16ページの委託料の2億0,896万4,822円の中に含まれております。委託料につきましては、この汚泥処分費、汚泥運搬費とは別に処理場についても包括委託をしておりますので、その費用等も入っておりますので、あくまで一部ということをお願いいたします。

○9番（禰占通男） 今度、脱水機とかは設計は終わったけど延期ということで、脱水機が更新できたら、今聞いた汚泥の量は、令和4年度で4,830トンぐらいってなっているんですけど、脱水機が更新されたとしてどのぐらい減るんですか。

○水道課長（上園秀人） 現在、汚泥の含水率が83.5%となっております。今回、設計は終わりましたけれども、事業費がついていない脱水機については、型式を変えて77%の含水率にする計画でございます。数値的なものについてはしばらくお待ちください。

○水道課参事（今給黎仁） 申し訳ございませんけど、資料を持ち合わせておりません。

○9番（禰占通男） あと1つ。汚泥を堆肥として利用しているということだったんですけど、今あちこちで今度はペレット化、使いやすいように。何でかっていうと一般家庭でも簡単に使えるように、今あちこちでやっているんですけど、そういった構想はないんですか。

○水道課長（上園秀人） 現在、本市で下水処理場で作られている汚泥については、全量が中間処分場での肥料化ということで、市がやっている事業ではございません。搬出先の事業所では、ペレット化をやっている事業所もあると伺っているところでございます。

○9番（禰占通男） この前まで希望者にはっていう話も出てきましたよ、一応堆肥化していると。今、やっているんですか、やっていないんですか。やっていたら汚泥を堆肥化したその量はどのぐらいなんですか。

○水道課長（上園秀人） 本年3月29日の市議会本会議終了後の全員協議会で報告したものの御質問だと思いますけれども、3月20日に市内の事業者と市外で肥料製造業者を営む事業者との共同事業体から、本市公共下水道において搬出される下水汚泥の供給の依頼がございました。

この案件につきましては、遠方の処分場でありますと、運搬費、あるいは単価等がかさむことから、下水道事業としては近隣への誘致をやっていたということでございます。

この中では、国内肥料資源活用総合支援事業という、国の昨年のこの肥料の高騰化によりました事業ですけれども、この事業を活用してやりたいということの申出でございました。過程の中で2月に2回目の募集を行っていたところ、県の助言をいただきながら、具体的に作業を進めていたと伺っております。これは農政部局のお話ですけれども、県の農政部局の助言をいただきながら申請を進めていたと。

しかしながら、申請の精査に時間を要したことから、3回目の募集に応募することになったと伺っております。

この3回目の募集につきましては、肥料化施設に関わる、国内肥料資源活用総合支援整備支援が、ハードのものがメニューからなくなりまして、ハードについてできないということになっております。現在、今年度の補正予算、あるいは来年度の本予算に期待をするとともに、補助事業によらない堆肥化施設の検討も視野に現在準備を行うと伺っているところでございます。ですので、現在は市内で処分しているものはございません。

いずれにしても下水道事業としては、平成30年から高騰している汚泥処分費を削減するために、脱水機の含水率を低下させることや、汚泥の処分先の近隣誘致の取組が必要であることから、最重要事項として、現在、情報共有を図りながら行っているところでございます。現在の動向については以上でございます。

○9番（禰占通男） はい、分かりました。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第7号中、令和4年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、認定事項第7号の令和4年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

認定事項第7号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、認定事項第7号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、10月5日の最終本会議において報告することになりますので、御承知お祈りいたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については、後日配付されますので、委員長報告につきましては、申し合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知お祈りいたします。

以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 4 時 4 分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長 立 石 幸 徳